

第4章 基本理念と基本方針

第1節 これまでの計画における基本理念と基本方針

「史跡埼玉古墳群保存活用計画」及び「史跡埼玉古墳群保存整備基本計画」の基本理念および基本方針については以下の通りである。

1 「史跡埼玉古墳群保存活用計画」

(1) 基本理念

- 史跡を恒久的に保存・管理する。
- 古墳群という特色を活かした多様な活用を図れる場をつくる。
- 調査成果に基づいて、計画的に古墳整備を行う。
- 地域に愛され、県民の誇りとなる史跡とする。

(2) 保存活用大綱

- 遺構の保存を第一に考慮し、発掘調査によって得られた成果に基づき、古墳の歴史的価値が実感できるような整備を段階的に行う。
- 古墳群のガイドに係る整備について、案内板や解説板だけでなく、情報発信の方法を広く検討していく。
- 植栽は遺構の場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないように留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。
- 博物館や駐車場等、史跡指定範囲外にあるのが望ましい施設は移転等を検討する。
- 公園機能としての便益施設等は史跡の保存や景観に配慮しながら、来訪者の快適性を高めるため、適切な場所に適切な施設を配置する。

(3) 整備の方針

- 当面は整備未着手の古墳の整備を行い、追加指定地及び老朽化箇所等の再整備についても順次進める。
- 民家や道路により南北に分断されている各古墳が有機的につながるような整備を目指す。
- 遺構・遺物を確実に保存し、後世に引き継いでいくために必要な整備を実施する。
- 発掘調査の検証に基づき、墳丘、周堀、中堤、造出しを含む古墳範囲の整備を図り、全体像を視覚的に認識できるようにする。
- 管理・運営及び公開・活用に関わる施設の整備は遺構の保存、景観の確保に配慮し、来訪者の利用やニーズとの均衡を考慮したものとする。

○植栽は史跡の保存と活用、来訪者への配慮等の均衡を図りつつ、適切な整備や監理を行う。

2 「史跡埼玉古墳群保存整備基本計画」

(1) 目標

- 史跡埼玉古墳群の恒久的な保存を図る。
- 調査成果を確実に反映させた史跡整備を図り、古墳群としての魅力を表現する。
- 良好な古墳景観を育成し、時代の風景を感じ取れる史跡とする。
- 安全で快適な歴史空間を創造する。
- 展示・学習・研究施設の充実を図り、史跡を活用した文化交流や創造の場とする。
- 周辺自治体などとの連携を図り、地域におけるまちづくりの拠点とする。
- 古墳群を核に、周辺地域の文化財や歴史資産をネットワーク化し、歴史資産の活用を図る。

(2) 整備基本方針

- 史跡埼玉古墳群の保存整備は、発掘調査成果の検証に基づいた整備とする。
- 墳丘、周堀、中堤、造出しを含む古墳範囲の整備を図り、全体像を視覚的に認識できるようにする。
- 古代の環境を感じさせる景観を生かした魅力ある風景づくりを行う。
- 国史跡範囲外のさきたま古墳公園の整備（基本構想）は本計画との連携・調整を図ったものとする。
- 整備期間は概ね3期計画とする。

第2節 基本理念と基本方針

1 基本理念と基本方針

これら2つの計画を踏まえ、約1,500年間残されてきた埼玉古墳群を、さらに1,500年先の未来へつなぐために、本計画の基本理念と基本方針を以下のよう

(1) 基本理念

- 我が国を代表する特別史跡として、恒久的に保存・管理する。
- 調査成果に基づいて、計画的に古墳整備を行う。
- 古墳群の特性を生かした多様な活用を図る。
- 地域に愛され、国民の誇りとなる史跡とする。

(2) 基本方針

- 恒久的に保存管理するとともに、適切な時期に学術的な検証ができる整備とする。

- 埼玉古墳群の整備（再整備含む）は発掘調査成果の検証に基づいた整備とする。
- 大型古墳が密集して存在するという埼玉古墳群の価値を表現する整備とする。そのために効果的な景観の創出を行う。
- 墳丘、周堀、中堤、造出しを含む古墳範囲の整備を図り、全体像を視覚的に認識できるようにし、埼玉古墳群の特徴が伝わるものとする。
- 自然環境の活用も行いながら、歴史的景観の復原を図る。
- さきたま古墳公園（指定地外含む）の整備は、本計画との連携・調整を図ったものとする。
- 本計画期間は第4期・第5期とする。第6期以降の計画は本計画の達成状況を検証した上で策定する。

2 基本理念・基本方針に基づく各方針

基本理念・基本方針に基づき、各方針を以下の通り定める。

（1）古墳整備方針

- 墳丘は復原された箇所を除き、原則として現状を維持する。
- 墳丘を覆う植物相を調査し、表層の保護に活かし、活用を図る。
- 周堀、中堤、造出し等の遺構整備は臨場感を持つ表現とし、安全面や日常管理の均衡を考慮して、ARやVR等のデジタル技術等の活用も検討する。特に埼玉古墳群の特徴のひとつである二重周堀はその範囲が分かるような整備を行い、古墳群が密接して造られている状況が伝わるようにする。
- 埴輪や土器類の出土遺物については、現地での整備に活かす他、展示等の博物館事業で活用する。

（2）動線整備方針

- 古墳群見学の起点場は古墳公園駐車場と博物館の2箇所とする。
- 動線は埼玉古墳群全体を回遊するものを目標とし、1500年間残されてきた古墳群が林立する景観と歴史を実感し、埼玉古墳群の魅力が伝わるようなものとする。
- 埼玉古墳群の特徴とされる共通する主軸方向や西からの眺望を意識したつくり等について、現地で体感できるような動線を検討する。
- 園路はデザインとする等、通行の安全性に配慮した整備とする。
- 案内・解説板等は来訪者に適切な情報を提供するとともに景観に配慮し、ユニバーサルデザインに対応したものとする。また計画的に更新を図り、最新の情報提供を行う。

（3）環境整備方針

- 指定地外の都市公園整備は、本計画と整合性を持たせたものとする。
- 整備する諸施設についてはユニバーサルデザインを基本とする。

- 植栽は適正管理を図り、遺構への影響を考慮し、かつ古墳の眺望を確保するため、樹種選定、整理伐採を図る。
- 外来種はできる限り排除するか、古墳景観に適するような間伐や伐採を行う。
- 充実している公園施設はできる限り継続的な利用を図る。ただし、配置が不適切な休息施設、便益施設等は位置の変更を検討する。
- 県道77号行田蓮田線を含む周辺の道路は、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して取扱いを検討し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。

(4) 公園拠点施設

- さきたま史跡の博物館は改修を行いながら施設を維持し、展示・教育普及・収蔵等の機能拡充を図る。建て替えが必要となった場合には、指定地外への移設を検討する。

(5) 管理・運営

- 県民や企業など、多くの人々が史跡の管理運営に参画するような仕組みを検討する。
- 展示室や史跡の見学を支える人材を確保する。

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1 これまでの計画

(1) ゾーン設定

「保存整備基本計画」におけるゾーン設定は、以下のとおりである。

①史跡整備ゾーン

埼玉古墳群を構成する古墳の範囲を恒久的に保存し、併せて埼玉古墳群への理解を深めるために史跡整備を重点的に行う範囲。

②導入広場ゾーン

古墳群見学のための導入口として整備する。

③学習体験広場整備ゾーン

古墳群の管理、活用の中核となる施設を設置し、体験学習の一環として古代の植生を復原し、学習の場や憩いの場とする。

また、史跡への緩衝帯として「水辺の広場整備ゾーン」、「さきたまの森整備ゾーン」が提案されている。

このうち、学習体験広場整備ゾーンは、平成23年に公園として整備されたが、古代の植生の復原ではなく、芝生広場として整備された。導入広場ゾーンは大駐車場に接している空間であり、さきたま古墳公園の入り口であるが、駐車場と樹木で史跡整備ゾーンへの眺望が遮られてしまい、史跡整備ゾーンへの導入広場としての役割を果たし切れていない。なお、緩衝帯として提案している2つのゾーンについては、一部整備された空間もあるが、ほとんどは未着手である。

(2) 地区区分

また、「保存整備基本計画」では史跡整備ゾーンを古墳の主軸方位ごとに3つの地区に区分している。

①台地中央整備地区

○整備テーマ

稲荷山古墳と同一の主軸を持つ台地中央部の古墳群の整備。

○主な整備

大型古墳を見渡せる広場の整備。

整備された古墳を造出し方向から中堤を見学できるようにする。

大型古墳と関連する小円墳群を整備する（立体的な盛土造成による整備）。

二子山古墳西南側園地を見学広場とし、県道横断の安全性を確保。

農業用水路沿線の一部は四阿と組み合わせた休息場とする。

○対象古墳

稲荷山古墳、二子山古墳、鉄砲山古墳、小円墳群

②台地東整備地区

○整備テーマ

将軍山古墳と同一の主軸をもつ中の山古墳の他、本古墳群の終末とされる戸場口山古墳、隣接する浅間塚古墳等の台地東側の古墳の整備。

○主な整備

地区の東側に緩衝地帯を設ける。

緩衝地帯を利用して将軍山古墳から中の山古墳への動線を整備する。

南東からの古墳群への出入り口を設定する。

○対象古墳

将軍山古墳、中の山古墳、戸場口山古墳、浅間塚古墳

③台地西整備地区

○整備テーマ

愛宕山古墳と同一の主軸を持つ古墳の他、日本最大級の円墳である丸墓山古墳等、台地西側の古墳群の整備

○主な整備

整備された古墳群を見渡せる広場を整備。

さきたま緑道からの出入り口を整備。緩衝地帯を通して、緑道からの古墳景観を望めるようにする。

動線や広場計画に応じた「はにわの館」、レストハウスの再配置を検討。

古墳との関連の薄い記念碑等は広場等の適切な位置に移設。

旧遠藤家住宅は配置位置を含めた再利用の検討を図る。

○対象古墳

丸墓山古墳、愛宕山古墳、瓦塚古墳、奥の山古墳

以上のように、「保存整備基本計画」では古墳の立地環境により地区を分けている。しかし、古墳群を分断する農業用水路及び県道の移設等は非常に長期的かつ困難な課題であり、「保存整備基本計画」の理念の実現には相当な時間が必要である。

2 計画

本計画では、「保存整備基本計画」で掲げた史跡整備ゾーン設定の理念を引き継ぎ、史跡整備ゾーンを以下の4つに区分して、保存と活用の推進を図る。

(1) 古墳体験エリア

①対象古墳

丸墓山古墳、稲荷山古墳、将軍山古墳、小円墳群

②現状

小円墳群が所在する広場を囲むように3基の大型古墳が所在し、実際に古墳に登ることができ、かつ石室等の古墳の施設を見ることができる。埼玉古墳群の中

でも特に著名な古墳を身近に体感することができるエリアである。

③整備方針

「見る！登る！入る！」をテーマとし、道標や説明板等のサインにより見学者自らが理解できるような整備を工夫し、各古墳の歴史性や特徴について伝える。

(2) 古墳発見エリア

①対象古墳

二子山古墳、愛宕山古墳

②現状

愛宕山古墳は駐車場に近く、来園（館）者が初めに会おう古墳である。二子山古墳は県道77号行田蓮田線に面しており、県道を往来する人が自然と目にする古墳である。ともに、周囲には民家や寺が存在していることから、日常の風景に古墳が溶け込んだ存在となっている。

③整備方針

「出会う！親しむ！」をテーマとし、旧武蔵国最大の古墳である二子山古墳の存在感と、駐車場に隣接し、古墳群内最小の前方後円墳である愛宕山古墳の親しみやすさを体感できるような整備を図る。

現状では民家で分断されており、一体的な整備は困難であるが、より適切な動線計画や眺望ポイントを設定することなどにより、墳丘の保存状態が良好であること、唯一遺存している中堤、大小ともに同一の規格を有していることなど、古墳群の価値を十分に表現する整備を図る。

古墳の価値については、解説板、見学会、印刷物、講演会等のソフト事業等により伝え、土木工事を伴う整備は、古墳の保存や景観確保及び安全対策に関わることを行う。

(3) 古墳学習エリア

①対象古墳・施設

瓦塚古墳、さきたま史跡の博物館、行田市はにわの館

②現状

さきたま史跡の博物館には稲荷山古墳出土の国宝をはじめ、埼玉古墳群で出土した資料の見学や勾玉づくり体験等ができ、古墳時代学習には最適な施設である。瓦塚古墳は博物館の目の前にあり、指定地内の周堀、中堤の復原は実施済みである。

③整備方針

「見て学ぶ！触れて感じる！」をテーマとし、さきたま史跡の博物館では出土品、屋外では瓦塚古墳を古墳時代学習の素材とし、県民が興味をもって古墳について学べるような環境を整え、必要な施設を整備する。

また、埼玉古墳群は県道により分断され、宅地等により視界が遮られるなど、築造当時の埼玉古墳群の姿を感じる事が難しくなっている。これらの状況が解消されるまで、博物館において埼玉古墳群全体の歴史的な評価や特徴を伝える事業を展開し、埼玉古墳群全体の活用につながるよう働きかける。

(4) 21世紀型整備エリア

①対象古墳

鉄砲山古墳、奥の山古墳、中の山古墳

②現状

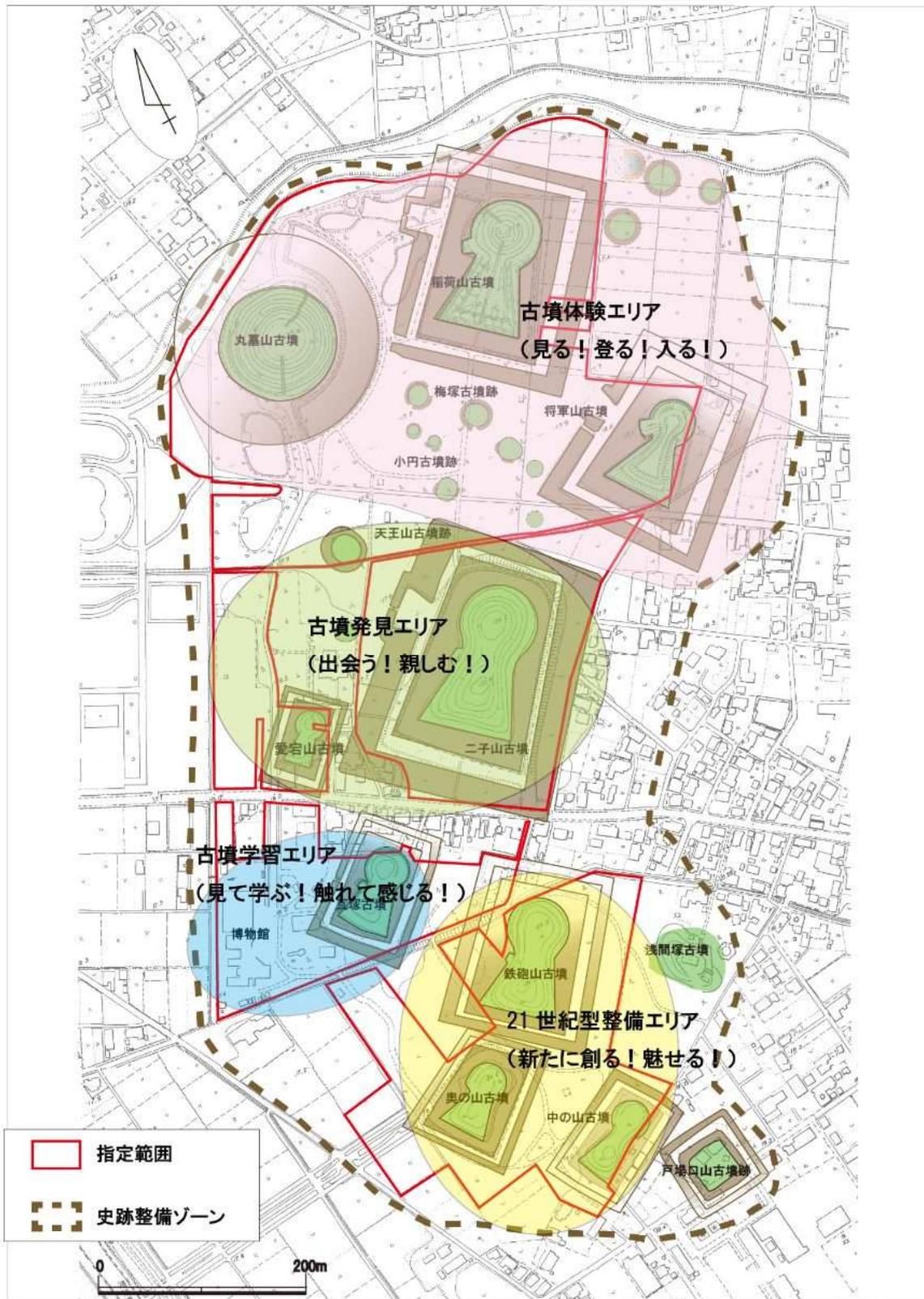
これまでに、奥の山古墳では平成25年度に保存目的の整備を実施し、令和元年度からは、古墳の南東隅でさきたま緑道からの景観を意識した整備を行った。鉄砲山古墳の隣接地にはオオタカが生息し、墳丘には在来の草本類が繁茂するなど自然が残っている。なお、鉄砲山古墳、中の山古墳は未整備である。

③整備方針

「新たに創る！魅せる！」をテーマとし、今後、史跡整備を予定しているエリアであり、新たな技術を生かし、これまでとは異なる手法で遺構を表現することが期待される。それは、古墳に大きく手を入れずに整備できる可能性を含んでおり、自然環境の保全を図りながら、古墳の価値を表現する手法を検討することが期待される。そこで、このエリアでは墳丘に生える植生を適切に管理し、墳丘の保護を図るとともに、季節の移り変わりを感じてもらえるような工夫をする。さきたま緑道からの景観を意識した樹木管理を行い、公園南側の入口としての役割を果たす。

また、このエリアは大型古墳が道路、水路、家屋等で分断されておらず、古墳が密集して存在し、埼玉古墳群の本質的価値の一つである古墳の規格性、主軸方向の統一を体感できる区域である。昭和41年度のさきたま風土記の丘事業着手以降に大きく整備の手が入った県道北側のエリアとは異なり、手つかずの部分が多く残っているため、新たな技術や理念に基づく整備手法の検討が可能である。

さらに、エリア西側に新たに開設された公園区域の空間や、そこからの眺望、景観も新たな価値を創出する可能性を秘めている。周堀や埋葬主体部等の発掘調査で確認された遺構については、現況を活かした整備を行い、豊かな自然の中で古墳を見学できるようにする。



史跡整備ゾーン設定

第2節 遺構保存に関する計画

1 これまでの計画

「保存整備基本計画」では、遺構の保存のための整備は、次のとおりの方針を示している。

(1) 墳丘

墳丘については、当面は墳丘の保全を図りつつ、保存状態や整備方針に基づいた手法を検討するとしている。

- ①積極的に地域種の地被への変遷を促す。
- ②芝草等により形態を明瞭に見せていくとともに、墳丘表面の保護を図る。
- ③定期的な管理により、アズマネザサ等の減退を図る。
- ④現況植生の維持により、保存を図る。

(2) 周堀

周堀については深さのある整備を行い、墳丘造出しや中堤及び中堤造出しを本来の姿に近づけられるとしている。

- ①周堀底面が砂利敷等による表示。
- ②周堀底面が土表現等による表示。
- ③地域種の地被による表示。
- ④現況整備の維持により、保存を図る（水堀状、湿地状）。

2 計画

本計画では遺構の保存について、次のとおりとする。

(1) 墳丘（墳丘造出しを含む）

墳丘は稲荷山古墳、瓦塚古墳、將軍山古墳以外では盛土等による復原整備は行われておらず、現況の植生の維持により保存を図ってきた。今後もその方針を受け継ぎ、定期的な管理により現況植生を維持することで、保存を図る。なお、発掘調査成果に基づき墳丘の整備を行う場合は、デジタル技術の活用等による現況を活かした整備手法を検討する。

また、周堀を水堀として復原したために、奥の山古墳と二子山古墳では墳丘裾の崩れが問題となっていた。両古墳では墳丘保護のための保存整備事業を実施し改善を図ったが、二子山古墳では降水量等により近接する用水の水位が高くなった時に水堀状になることがあり、墳丘を保存するために水の流入と排水を制御する必要がある。

- 現況植生の維持により、墳丘表土の保全を図る。
- 流入水等による崩落を防ぐための管理方法を検討する。
- 墳丘の保護盛土を行う場合もできる限り現況を生かせるように工夫する。

(2) 埋葬施設

稲荷山古墳と将軍山古墳の埋葬施設は現地で埋め戻しや展示施設として整備を行い、活用されている。鉄砲山古墳の埋葬施設は今後の整備のために臨時的に埋め戻されている状況である。また、他の古墳については未調査である。埋葬施設については古墳の遺構の中でも核となるものであるが、発掘調査に伴う環境の変化により、様々な影響が考えられることから、発掘調査の実施の有無から慎重に検討を行う必要がある。

また、発掘調査を計画する場合は、調査が必要な範囲について十分に検討し、調査後の保存方法等についても十分な調査と準備を整える。

- 埋葬施設は原則として現状保存とする。
- 調査を行う場合は、まずレーダ探査等の非破壊調査による情報収集を行う。
- 発掘調査を計画する場合は、専門家の意見を求めた上で、最低限の調査範囲にとどめ、後世に検証できる調査とする。
- 発掘調査により検出した遺構は現地保存を図り、遺構の整備については現況を踏まえた上で決定する。
- 発掘調査で出土した遺物については、現地の記録作成後、取り上げ、適切に保管する。この場合も、現地保存が可能な遺物については、記録を作成後、後世に検証が可能となるように、現地保存を原則とする。

(3) 周堀

周堀についてはこれまで地形の凹凸という形で整備を実施してきた。発掘調査による成果と比較して実際より深く整備した箇所があることから、風土記の丘事業の中で周堀を水堀として整備した丸墓山古墳、稲荷山古墳、愛宕山古墳（一部）、二子山古墳、奥の山古墳では遺構が保存できなかった箇所がある。奥の山古墳においては平成22～25年度に保存整備事業を実施しており、発掘調査で検出された周堀について遺構の保存を図りつつ、凹凸のある周堀として整備した。さらに令和元～3年度に実施した奥の山古墳の整備では発掘調査成果を活かし、公園利用者の安全を考慮して周堀を平面表示とする手法で遺構の保存を図っている。

今後は、鉄砲山古墳、中の山古墳、愛宕山古墳（一部）、小円墳群等の未整備周堀については事前に発掘調査を行い、その実態を明らかにしたうえで、整備手法を検討し、遺構の保存を図る必要がある。

- 周堀の実態を明らかにするために発掘調査を行う。
- 公園利用者の安全と臨場感の均衡を考慮した上で、整備の手法を検討し、保存を図る。
- 既整備の周堀では、水の流入及び排水の管理を行い、保存を図る。

(4) 中堤（中堤造出し含）

埼玉古墳群の中堤は盛土が残っている箇所はほとんどなく、唯一二子山古墳に一部残るのみである。

○唯一盛土が残る二子山古墳の中堤は原則現状維持による保存とし、その保存方法を検討する。

○平成2年度の発掘調査成果をもとに中堤盛土の構築方法等に関する検討を加え、必要に応じて過去の調査の再検証を行い、情報収集を図る。

(5) 埴輪列・葬送儀礼に伴う土器群等

発掘調査で出土する埴輪列や土器群について、原位置を保つものについては、遺構の保存を図りながら、整備に活かすことが望ましい。なお、発掘調査に際しては、後世に検証ができるような調査及び記録作成が必要である。

○発掘調査で出土した原位置を保つ遺物については、すべて取り上げず、後世に検証ができるように十分な記録を作成した上で、現地で保存する

○それぞれの古墳の現況を踏まえた上で遺構の表現方法を検討する。

(6) その他の遺構

石田堤については現在、丸墓山古墳へ向かう園路として利用されている。角場は鉄砲山古墳の発掘調査で「埼玉村角場」に比定され、幕末の社会情勢を知る上で貴重な遺構である。

○石田堤の実態を明らかにするために発掘調査を行い、保存に関して検討する。

○角場については鉄砲山古墳の整備計画の中で保存に関して検討する。

第3節 動線計画

1 現況動線の概要

史跡へは、見学者の多くが自動車やバスを利用していることから、古墳公園駐車場付近（バス停車もある）を主たる出入口と捉えることができる。

また、さきたま緑道からの支線（市道9.3-159）の利用や既存園路と道路（市道等）との連絡がある点では、二子山古墳の北側から入る箇所、中の山古墳の南側（市道9.3-164に接続）から入る箇所、稲荷山古墳北側の旧忍川沿いからも、徒歩による進入が可能である。さらに新しく整備される「さきたま市場」から入る箇所も今後出入口として利用されることが想定される。

史跡内の動線は、古墳公園駐車場から丸墓山古墳方向に向かう園路が、その幅員等からも主要な園路であることが判断できる。この南北軸の方向性は、さきたま史跡の博物館を經由してさきたま緑道からの支線が公園に入る出入口までつながり、

ここから東方向の動線が派生している。しかし、これらの動線は各古墳をつなぐように計画されているものの、史跡を横断する県道や市道、用水路、その他の土地利用に制約された動線となっている。



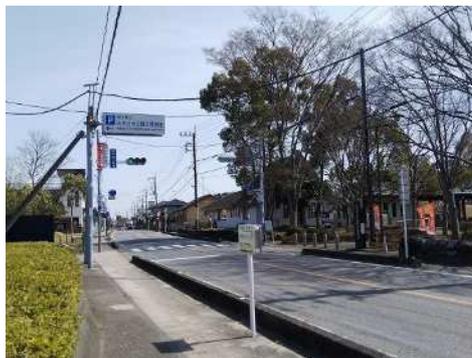
公園北側の駐車場



二子山古墳北東の駐車場



主動線とさきたま史跡の博物館



県道横断箇所（手押し式信号機の箇所）

2 整備における課題

(1) 「保存活用計画」で示す動線整備の課題

現状は、自家用車や大型バスによる来訪が主で、県道77号行田蓮田線沿いの駐車場を起点として古墳群を見学している見学者が最も多い。また、史跡外にも大型の駐車場を設置するなど、自動車による来訪者の利便性は高い。しかし、パンフレット類の配布がさきたま史跡の博物館と將軍山古墳展示館に限られており、駐車場から直接埼玉古墳群を見学する来訪者はパンフレットを入手する手段がない。

現況動線は大きな回遊的動線であるが、道標の仕様が一定でなく、表示内容や道標とガイドルート設定が十分でないため、効率的に古墳を見学する状況となっていない。埼玉用水路以南の古墳は認知度が低く、利用者が少ない傾向がある。

エントランスとしての駐車場を意識した利用者動線に合わせた案内表示やガイダンス機能が必要な状況である。

(2) 「保存整備基本計画」に示された動線計画

動線は主動線と副動線を設定する。主動線は稲荷山古墳と鉄砲山古墳を結ぶ南北方向の動線とし、中核施設の位置によって主動線への導入位置が変わる。また、各古墳へは西側からの進入を図る。その他県道の横断は安全を図るうえで、当面は横断箇所を一箇所とした。

東や南北の住宅地側に出入口を設けるほか、古墳を望む景観に配慮したさきたま緑道からの出入口を整備する。

副動線は一部管理用動線を含む主動線を枝動線として設定する。

- 稲荷山古墳を主軸とする見学動線の設定
- 中核施設（さきたま史跡の博物館）との円滑な見学動線の設定
- 古墳を西側から望む見学動線
- 古墳見学や体験ができる動線を整理する。
- 県道横断の安全性を図る。

(3) 動線設定の課題

上記までの現況把握から、動線設定の主な課題は、次の5点に整理することができる。ここでは、問題点と対策についてまとめる。

①古墳をめぐるストーリー不足の解消

○問題点 史跡指定地内の古墳は、発掘調査成果からみた魅力や史跡や公園としての価値や魅力、視点場の存在など多くの価値や魅力が内包されているものの、それぞれを生かした動線整備がなされていない。

また、来訪者の利用も整備された稲荷山古墳、將軍山古墳、丸墓山古墳周辺に偏りがちであり、保存活用計画で定める史跡の本質的価値を生かすものとなっていない。

○対策 第5章第1節で定めた4つのエリアの特徴をストーリーとして生かし、各エリアをつなぎ、埼玉古墳群全体を巡ることにつながる動線設定とする。

②動線の見える化

○問題点 現在の動線は道路、用水、樹木、民家その他の影響により視認性が小さくなり、特に県道77号行田蓮田線を境に動線が分断されてしまい、古墳群としてのつながりが感じにくくなっている。

○対策 視覚的につながりが分かるように、古墳同士が見える位置に案内・解説板の設置等を行う。



動線の遮断

(瓦塚古墳から見た二子山古墳)



動線の遮断

(瓦塚古墳から見た鉄砲山古墳)

③ 県道横断の安全確保

○問題点 史跡範囲を東西方向に横断する県道 77 号行田蓮田線は史跡を分断している。

○対策 この課題は短期的に解決できるものではないことから、動線を横断箇所(手押し式信号機の箇所)に集約する。

④ 複数の起点場の整理

○問題点 史跡へのアクセスは、自動車等の場合は古墳公園駐車場、二子山古墳北側駐車場であり、公共交通機関では県道沿いのバス停、徒歩では旧忍川沿い、二子山古墳北側、奥の山古墳南西付近等複数であり、わかりやすい動線設定ができない。

○対策 さきたま古墳公園駐車場を主たる出入口、ガイダンス施設のさきたま史跡の博物館を来訪拠点とし、この2箇所を起点場とした動線設定とする。



徒歩の起点 (旧忍川)



徒歩の起点 (奥の山古墳南西)

⑤行田市道の取扱い

○問題点 史跡範囲内の市道は園路として機能しているものもあるが、安全性や利用の制限等の懸念がある。

○対策 史跡見学の動線設定については、可能な範囲で行田市道以外を利用する。また、市道を利用する場合には、近隣住民の生活に支障が生じないように配慮し、道路管理者と十分な連絡協議を図る。

3 動線設定

史跡内を通行するための動線の整備は、主動線となる必要最低限の園路を再整備する以外は、既存の園路はそのまま動線として利用するものとする。

(1) 主動線

主動線は、既存園路を生かしながら、さきたま史跡の博物館を来訪拠点に位置づけ、二子山古墳北側駐車場からさきたま古墳公園駐車場、奥の山古墳南西の出入口を結ぶ園路を主動線と設定する。これらの主動線の一部は、地域の日常的な利用者の歩行に供するとともに、管理車両の通行を想定する。

動線として利用する一部の行田市道（7.3-303）等は、管理者の協力を得ながら、大型古墳に囲まれる広場の環境を損なわない整備を工夫し、広場と一体的な整備を目指す。

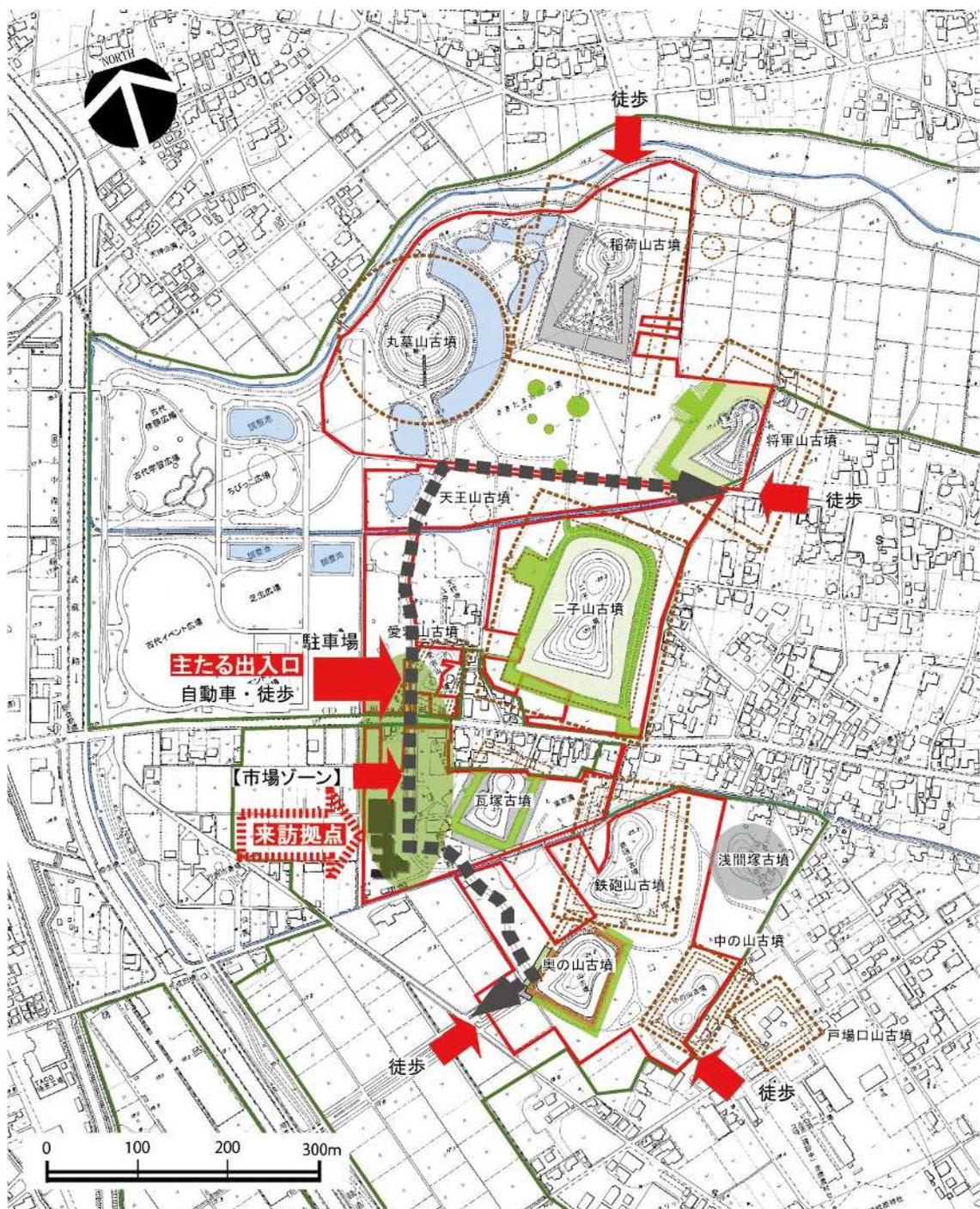
○車両による主な出入口 さきたま古墳公園駐車場、二子山古墳北側駐車場

○徒歩による出入口 奥の山古墳南西側の出入口、稲荷山古墳北側旧忍川散策路
さきたま市場ゾーンからの出入口

○来訪拠点 さきたま史跡の博物館

(2) 副動線

地区区分したエリア内の各古墳をめぐる動線として設定する。基本的には既存の園路や市道等を生かしたものとするが、地区計画の要素に応じて部分的に新設や改修を行う。また、この動線は歩道として設定するが、必要な箇所は軽車両程度の通行を想定する。

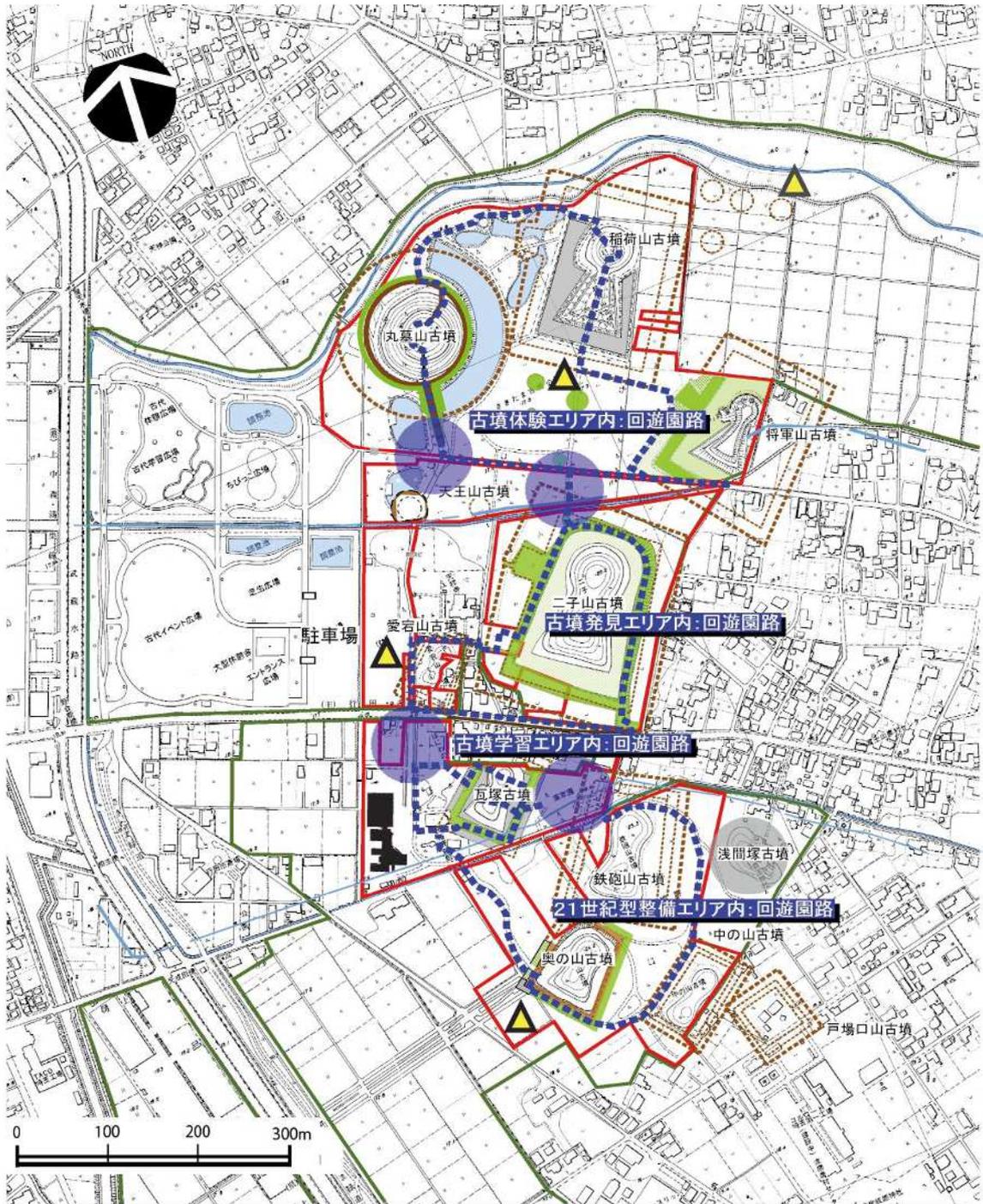


- | | | |
|---|---|--|
| — 特別史跡指定範囲 | ■ ■ ■ 主動線 | ● 主たる出入口と来訪拠点 |
| — 都市計画決定範囲 | ➡ 車両等による主たる出入口 | ➡ その他出入口 |

主動線計画図

副動線の構成

エリア区分	生かすべき要素	経路	取扱い
古墳体験エリア	巨大円墳の存在感を示す丸墓山古墳 ・石田堤 ・桜 ・忍城や筑波山への眺望 ・埼玉村古墳群保存の石碑 復原整備した稲荷山古墳 ・鉄剣出土状況展示 ・富士山が見える眺望 復原整備した將軍山古墳 ・上記古墳内の展示室 ・林立する円筒埴輪群 小円墳が点在する広場 《眺望のポイント》 周囲に存在する複数の大型古墳を望める場	・整備された丸墓山古墳、復原整備された稲荷山古墳、將軍山古墳をめぐる古墳体験ルート	・稲荷山古墳前方部裾から將軍山古墳へ向かう園路は新設とする ・東西方向の行田市道は長期的な利活用の協議を進める ・將軍山古墳南側の駐車場は、公園入口として生かす
古墳発見エリア	県道からも視認される大型墳丘を持つ二子山古墳 ・整備した中堤と周堀 愛宕山古墳（前方後円墳） ・古からの姿を保つ墳丘 ・石仏 ・墳丘上の桜 《眺望のポイント》 駐車場から最初に目にする愛宕山古墳（前方後円墳）	・古墳体験エリアから二子山古墳中堤にあがり、周回して県道に至るルートと愛宕山古墳へ向かうルート	・二子山古墳西側の中堤から周堀を越える園路は新設 ・県道沿い歩道は修景的な改修（さきたま古墳公園前と同様）を検討
古墳学習エリア	復原整備した瓦塚古墳 ・整備した墳丘、中堤、周堀	・さきたま史跡の博物館を起点とし、瓦塚古墳を体験学習するルート ・旧遠藤家住宅前庭を生かして古墳学習と一体的に利用を図る ・薬用植物園を生かした結節点を設ける	・瓦塚古墳を体験する園路を新設 ・旧遠藤家住宅周辺の景観整備を通じて園路利用を図る ・薬用植物園園路線形や囲障を整備して園路利用を図る
21世紀型整備エリア	鉄砲山古墳 ・古からの姿を保つ墳丘 ・確認された石室等の情報 ・一部で奥の山古墳と重なる周堀等 ・埼玉村角場遺構 整備された奥の山古墳 ・整備された二重の周堀 ・中堤（徒歩で見学） ・鉄砲山古墳と重なる周堀等 ・確認された石室等の情報中の山古墳 ・古からの姿を保つ墳丘 《眺望のポイント》 南から複数の大型古墳を望める場	・古墳学習エリアあるいはさきたま史跡の博物館から、鉄砲山古墳、奥の山古墳（中堤を徒歩で見学）、中の山古墳を巡る ・浅間塚古墳へは、既存参道のほか、公園園路を活用	・鉄砲山古墳北側で用水路を超える箇所には安全確保とともに修景整備が必要 ・中の山古墳は、既存園路から見えるように修景整備が必要 ・既存園路から浅間塚古墳への園路は改修が必要



-
-
- ▲ 眺望のポイント

-
- 結節点

副動線計画図

(3) 動線を利用したコース設定

埼玉古墳群の利用者は公園利用も兼ねた者が多く、限られた時間での来訪者が多い。そのため古墳群全体を一度に見学するのは困難である。少しでも古墳への興味と関心を高め、再度の来訪を促す仕掛けとして、古墳群内の動線を利用した見学コース案を示す。なお、多様な来訪者に対応するため、墳丘に登れる箇所を除いて回遊できるようにユニバーサルデザイン化を図る。また、墳丘上からの眺望については、VRを活用して体感できるようにする。

① 30分コース

ア さきたまの桜を楽しむ（春季限定）

内容：古墳に咲く桜を鑑賞

対象：丸墓山古墳、愛宕山古墳、鉄砲山古墳

効果：古墳に映える桜を楽しみ、古墳への関心を高める。

イ 中堤をウォーキング

内容：復原整備された中堤上を歩く

対象：奥の山古墳、瓦塚古墳、二子山古墳

効果：二重周堀に挟まれた中堤を歩き、当時の人々が見ていたであろう光景を追体験する。

ウ 自然を楽しむ

内容：公園内を散策しながら自然を楽しむ

対象：愛宕山古墳、二子山古墳、丸墓山古墳、鉄砲山古墳、奥の山古墳、中の山古墳

効果：昔のまま残されている墳丘に咲く草花を通して、そのままの姿で残されてきた歴史を感じ、保存の大切さを伝える。

エ 古墳以外の歴史遺産を巡る

内容：戦国時代以降の遺構や石造物を巡る

対象：愛宕山古墳（石造物）、丸墓山古墳（石田堤、石造物）、鉄砲山古墳（角場遺構）

効果：古墳時代から現在までの繋がりを意識させ、埼玉古墳群のライフヒストリーを想起させる。

② 60分コース

ア 三大古墳を巡る

内容：埼玉古墳群 墳丘の規模上位3つを巡る

対象：二子山古墳、稲荷山古墳、鉄砲山古墳

効果：いずれも首長墳と位置づけられる古墳の威容を、墳丘の大きさから体感できる。

イ 被葬者を探す

内容：埋葬施設の形態や位置が明らかな古墳を巡る

対象：稲荷山古墳、将軍山古墳（展示館）、鉄砲山古墳

効果：異なる形態の埋葬施設の存在や造られる場所等について理解し、古墳に関する知識を体得する。

③ 120分コース

まるごと埼玉古墳群

内容：埼玉古墳群内のすべての古墳を巡り、さきたま史跡の博物館及び将軍山古墳展示館も見学し、埼玉古墳群の全てを見る。

対象：稲荷山古墳（5世紀後半）、小円墳群（稲荷山古墳の陪塚）、丸墓山古墳（6世紀初頭）、二子山古墳（6世紀前半）、瓦塚古墳（6世紀前半）、奥の山古墳（6世紀前半）、愛宕山古墳（6世紀中頃）、将軍山古墳・将軍山古墳展示館（6世紀中頃）、鉄砲山古墳（6世紀後半）、中の山古墳（6世紀末～7世紀初頭）、さきたま史跡の博物館（出土品見学）

効果：博物館の展示見学及び埼玉古墳群全ての古墳を見学し、埼玉古墳群の残りの良さや規模等を間近に感じ、その素晴らしさを実感できる。



第4節 排水や電気設備等に関する計画

1 これまでの計画

排水機能については、自然浸透を基本とするため、導入する諸施設は透水性の高い素材を選択し、園地全体の排水計画については、関連部局と十分な協議を図って進めるものとするとしている。

2 課題

史跡内は、風土記の丘事業により造成が行われており、造成土地表上及び造成土内で給排水や電気設備の整備が進められてきた。古墳整備に当たっては、既存の地形や設備を生かしつつ、新たに設置する場合には整備に影響がないような配線、配管が必要である。また、二子山古墳は周堀が埼玉用水路と接続し、用水路の水位や降雨量に左右されて滞水することがあることから、用水路との遮断が必要である。

3 計画

(1) 排水

- 遺構整備に伴う排水は、既存の公園設備を利用し、新たに設置する場合は遺構への影響と景観に考慮する。
- 外部からの流水等が長期間滞水する場合は、排水設備への集水や導水するための水勾配を確保し、必要に応じて新たな排水システムの設置を検討する。
- 二子山古墳と埼玉用水路との接続は管理組合と協議する。
- 道路からの流水は、必要に応じて道路管理者と協議する。
- 遺構整備に使用する素材は、耐久性などを考慮した上で、透水性が高いものを選択する。

(2) 電気設備等

- 古墳整備において電気配線や上下水道等の設備が必要な場合は、設備の切り回し等の移設による対応を原則とする。
- 移設により遺構に影響を与える可能性がある場合等の移設が困難な場合は、遺構を保護した盛土内に設備を設置する。

第5節 遺構の表現に関する計画

1 これまでの計画

遺構の表現には復原展示、露出展示、遺構表示など様々な方法があり、埼玉古墳群では墳丘の復原整備、周堀の立体及び平面による遺構表示等の手法で整備を実施してきた。

なお、「保存整備基本計画」での遺構の表現に関する方針は次のとおりである。

- 古墳の平面形態や立体的な規模を明瞭にする必要がある。
- 方位軸を体感できる整備が必要である。

- 造出し部が明瞭になる整備が必要である。
- 往時の人々の思いを感じ取ることができる整備が必要である。
- 地形復元は行わず、公園整備による現地形を生かした整備を行う。

2 計画

本計画では遺構の表現について、次のとおりとする。

(1) 墳丘（墳丘造出し含）

現状の埼玉古墳群は埋め立て用土のために土取りされた古墳もあるものの、墳丘は非常に残りが良く、現況でも十分に見ごたえのある古墳が多い。そのため、これまでの墳丘整備は復原整備を行った稲荷山古墳、瓦塚古墳、將軍山古墳以外は崩落止めの盛土である。

- 原則として、墳丘の整形を伴う復原整備は行わない。
- 墳丘全体に保護盛土を施す場合は、発掘調査成果に基づき、遺構の復原を行う。
- 人為的な削平等による損壊部分は盛土で補い修復する。
- 削平が著しく、築造当初の姿が復原できない場合は、その規模や形状を平面的に表示する。

(2) 埋葬施設

埋葬施設の整備は稲荷山古墳と將軍山古墳で実施されている。稲荷山古墳では実物大の模型による展示を行ってきたが、50年が経過し劣化が進んだことから、平成27、28年度に陶板模型等による表示に変更した。

將軍山古墳では、残存していた石室を利用して展示館を設置し、内部を復原展示している。

なお、埋葬施設の整備方法については、露出展示、遺構表示、レプリカ作成等様々であるが、現地の状況を踏まえた上で整備の手法を検討することを原則とする。

- 露出展示は工法試験調査の結果を十分精査し、検討した上で展示に耐えうると判断される場合のみ、覆屋設置や適切な保存処理等の保護措置を図ったうえで実施する。
- 遺構表示は、遺構を保護した盛土上に舗装、または遺構の図（写真）を焼付けた陶板等で実物大で表示、もしくは、ARやVR等のデジタル技術を活用した表示や解説板による表示を行う。
- 遺構のレプリカを作成する場合は調査時の姿を忠実に復原し、復原に用いる素材は仕上りの重量感、耐久性等に留意する。

(3) 周堀

周堀の整備は凹凸による復原整備を実施してきたが、令和元年度から実施した奥の山古墳南西隅の周堀は、隣接する公園との安全面等を考慮し、平面表示による整備を実施した。

なお、造成後の周堀の表示については、張芝、砂利敷、ピンコロ石による表示等様々で統一性がない。

○立体的に表示する場合は安全性に考慮し、遺構保護した盛土上に、周堀の幅や深さを表現する。

○平面的に表示する場合は、遺構を保護した盛土上に、舗装材の色彩等で規模と形状を表現する。色彩は空堀のイメージが伝わるように無機質な色彩、素材を原則とする。

(4) 中堤（中堤造出し含）

中堤は二子山古墳、瓦塚古墳、将軍山古墳、奥の山古墳で盛土復原整備を行っているが、古墳全体を巡るものではなく、園路として十分に活用されていない。

○盛土による復原を原則とし、園路として利用できるようにする。

○復原が難しい場合は、遺構を保護した盛土上に、植栽や舗装材の色彩等で平面的に規模と形状を表示する。

(5) 埴輪列・葬送儀礼に伴う土器群等

将軍山古墳は埼玉古墳群内で唯一、墳丘上に埴輪を復原整備している古墳であるが、埴輪や葬送儀礼に関わる土器等を復原した整備となっている古墳はない。

○復原する場合は遺構を保護した盛土上にレプリカを設置する。

○表示する場合は、解説板やAR、VR等のデジタル技術を活用して表示する。

(6) その他の遺構

石田堤や角場等の古墳時代以降の遺構を表現する場合は、次の方針を原則とする。

○復原する場合は、工法を十分検討し、規模や構造を立体的に復原する。

○表示する場合は、解説板やAR、VR等のデジタル技術を活用して表示する。

第6節 修景及び植栽に関する計画

1 これまでの計画

埼玉古墳群内の樹木の多くは騒音防止や景観確保を目的とした植栽であり、敷地境界を示すものとして中高木のトウネズミモチや低木のツツジやドウダンツツジが植えられた。県ではこれまで計画的に墳丘上の樹木の伐採を進めており、現在は丸墓山古墳と愛宕山古墳上に桜が残るのみである。また、奥の山古墳西側の樹木については、旧整備基本計画に基づき広く伐採し、西側のさきたま緑道から古墳群が見えるようになってきている。

なお、「保存整備基本計画」で示された計画は、次のとおりである。

①修景

稲荷山古墳と同一軸を持つ古墳を見通しできる整備を図る。

古墳を眺望する景観の整備を図る。

②植栽

古墳を体感する、あるいは保存を図る上で課題となる樹木は間伐や伐採を図る。

古墳間に不必要な空間区分や遮蔽が生じるものは間伐や伐採を図る。

来訪者の楽しみとなるような桜は新たな芝生広場に移植を検討する。

メタセコイヤ等の外来種も景観検討を図りながら残す。

安全対策となっている低木類は、古墳整備に応じて整理する。

新規植栽は十分な覆土を確保した上で植樹する。

導入種は古墳時代の植生を反映した花木、あるいは現存する地域種とする。

また、「保存活用計画」での方針は、次のとおりである。

植栽は、憩いの場としての緑地を維持しつつ、遺構の保存や古墳の眺望に障害とならないよう留意しながら、古墳時代の景観を考慮して樹種を選定し、史跡公園としてふさわしい環境を整える。

2 計画

(1) 遺構の保護

○根が深く入るなど、遺構に影響を及ぼす樹木、枯損木、竹、特定外来生物は原則として除去する。

○保護層が確保できる場合は伐根するが、確保できない場合は地際での伐採にとどめる。

(2) 眺望の確保

○古墳を眺望するビューポイント(1-4)を設定し、眺望を確保するための整備を行う。

○墳丘を顕在化するために、適切な植生管理を行う。

○古墳間の景観を阻害する樹木は原則伐採し、古墳間の見通しを確保する。

○植栽の中で役割を終えているものは原則として伐採する。

(3) 古墳の演出

○新たな植栽は、十分な保護層を確保した上でを行い、導入する種は古墳時代の植生にふさわしい花木、あるいは地域の気候風土に適した在来種の利用に努める。

○墳丘や周堀に新たな植栽を行う場合は、古墳時代の景観と間違えられないように留意した上で、人々を古墳に惹きつけるような植栽を検討する。

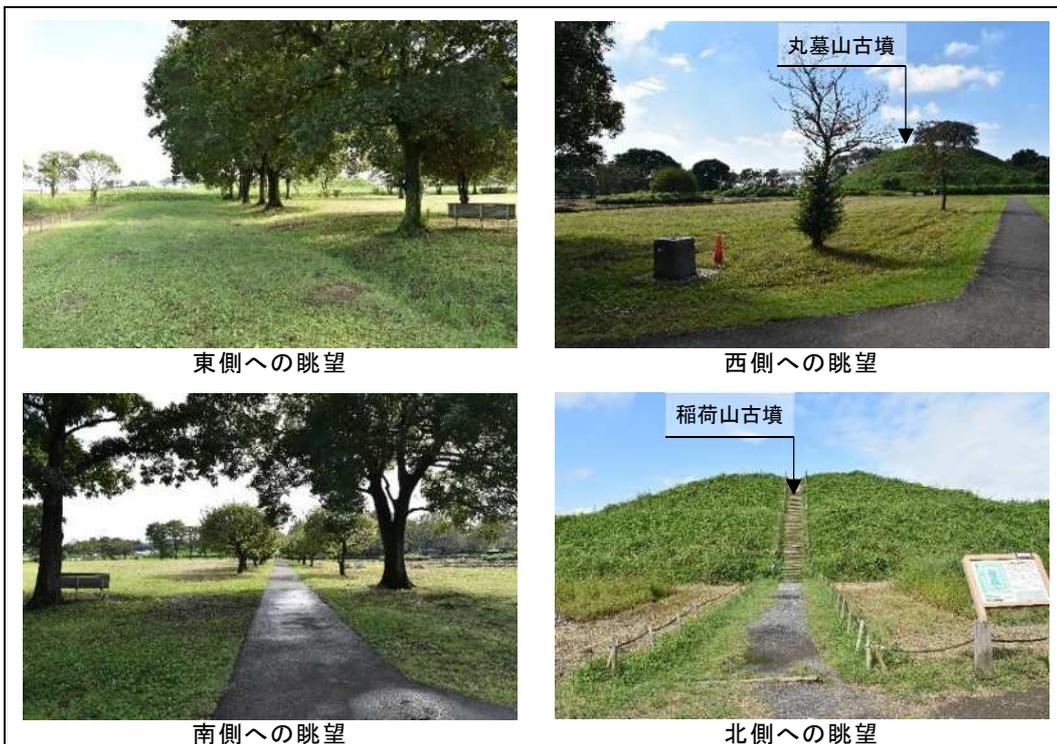
○桜は埼玉古墳群の景観を特徴づけるものであり、かつ多くの公園利用者に親しまれていることから、遺構に影響を与えない範囲で樹木の保全を図る。



- 特別史跡指定範囲
- ビューポイント
- 都市計画決定範囲
- ▲ 眺望方向

ビューポイント位置図

ビューポイント1



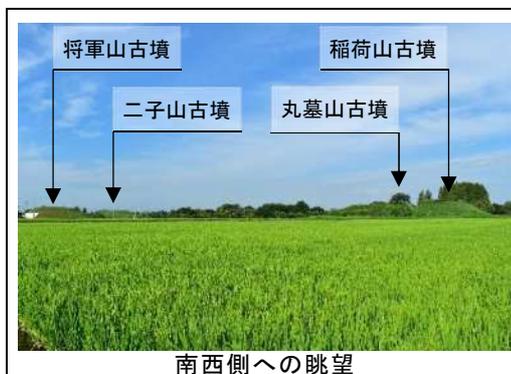
ビューポイント2



ビューポイント3



ビューポイント4



第7節 案内・解説板に関する計画

1 案内・解説板の概要

さきたま古墳公園内の案内・解説を構成するサインの種類は、地図、古墳・遺構解説、誘導、名称碑・名称、注意・マナー喚起、その他の案内の7種類で、デザインは27種類ある。

表 既存案内・解説板の種類

種類	概要
マップサイン	地図が書かれており、公園の全体図や目的地へのルートが一目でわかるサイン。また、設置年代が極めて古いものは、歴史的な価値を有すると考えられる。
古墳解説サイン	各古墳や出土資料の解説が書かれているサイン。比較的新しく設置されたものが多い。
遺構解説サイン	稲荷山古墳及び奥の山古墳に設置されている出土遺物などの解説が書かれたサイン。
誘導サイン	矢印で誘導を行うサイン。設置時期によってデザインが多岐にわたる。古い時期に設置されたサインの中には目的地が曖昧な誘導や、現在では設置背景がわからなくなってしまったものも多い。整備の必要性が高い。
名称サイン	史跡指定当時の歴史ある石造りの名称碑、古墳の部位名称碑(瓦塚古墳)、公園や博物館、展示館の施設名称サイン。
注意・マナー喚起サイン	公園内の池や水路に関わる注意や、飼い犬の扱いに関する注意、古墳の保護を促すサインが多い。史跡指定当時に設置された、歴史ある石盤の注意書きも2か所存続している(鉄砲山古墳と中の山古墳)。
その他の案内サイン	入館案内、料金表、パンフレット置き場等



古墳解説サイン（稲荷山古墳）

※ICT 機能付き



遺構の出土遺物の遺構解説サイン

（稲荷山古墳）

2 整備における課題

(1) 「保存活用計画」で示す総合案内・解説板の課題

指定地全体を示す案内板は公園の出入口を中心に設置されているが、広大な敷地内に古墳が点在しているため、古墳の見学に要する時間や古墳間の距離が理解できる表現方法等の工夫が必要である。

道標は園路の分岐点や交差点等に設置しているが、デザインは多岐にわたり統一されておらず、表記は日本語のみである。

制札柱は史跡内の至る所に設置しているが、古墳の景観を阻害し、デザインは設置時期によって異なっている。

古墳の解説板は各古墳の裾部に1～2か所あるが、設置時期によってデザインが異なり、板面が傷んでいるもの、情報が古いままのもの、多言語化に対応していないものなどが見られる。

(2) 「保存整備基本計画」に示された情報施設計画

「保存整備基本計画」では、次のように課題と整備の方向性が整理されている。

○解説板の充実

既存の解説案内板や案内板は老朽化しているものが多い。また、情報内容については、発掘調査成果や整備内容等の最新情報を随時更新する必要がある。

○整備の方向性

史跡における情報施設の展開は、実物資料である古墳の理解を補足する情報である。これらの情報施設は、中核施設と関連を持たせながら計画していくことが必要である。来訪者の多くは、中核施設を見学する可能性が高いと思われるが、平成17年度に実施したアンケート調査でも明らかになったように、必ずしも史跡見学の予習的に施設を訪れるわけではない。そのため、屋外の情報施設として、埼玉古墳群の理解を補助する最大限の情報の展開が重要となる。

「保存整備基本計画」では、埼玉古墳群の特徴を表現できるように、次の情報施設を設置する。また、設置に当たっては古墳群及び周辺の景観に相応しい統一的なデザインを採用する。

○総合案内

天王山古墳広場に設置。史跡の概要、埼玉古墳群の歴史的解説、配置図、各古墳説明図、目的に応じた見学コースの設定と案内図、音声ガイド・点字・外国語表記を導入する。

○史跡解説模型

天祥寺西側（現駐車場）に設置。大型の立体古墳模型により、古墳群の立地を俯瞰する。

○解説板

古墳ごとに設置し、遺構展示や埴輪列等を展示している場所に設置表示は、外国語表記や点字、音声ガイドなど、ユニバーサルデザインを採用する。また、発掘調査等による新情報の追加・更新が可能な仕様とする。

○史跡案内板 出入口に設置する。古墳配置図を含める。

○古墳名称碑 各古墳に石碑を設置する。

○誘導・規制標 動線の分岐点等に設置する。

（３）案内・解説板に関する課題

上記までの現況把握から、案内・解説板における課題は、以下の３点に整理することができる。ここでは、問題点と対策についてまとめる。

①史跡全体に関する解説情報及び効果的な誘導サインの設置

○問題点 案内・解説板のうち、史跡全体の情報をのせているのは、原位置を表示した案内板のみであり、学術的な内容に関する情報量が少ない。さらに、配置にも偏りがある。また、各古墳の解説には ICT を活用しているが、既存の案内板等には本システムへ誘導する QR コード等は設置されていない。

○対策 わかりやすく史跡全体の情報をまとめた案内・解説板のデザイン及び設置場所を検討し、不必要なものは撤去する。また、今後整備を進める史跡案内板等は、本システムへ接続する。

②誘導板及び注意・マナー喚起表示板の整備

○問題点 誘導板は史跡内の分岐点にはあるが、設置の新旧を含めて必要以上の数量があり、効果的な誘導につながっていないとともに景観を阻害している。注意・マナー喚起表示板も必要以上の数量が設置されており、景観を阻害しているものがある。

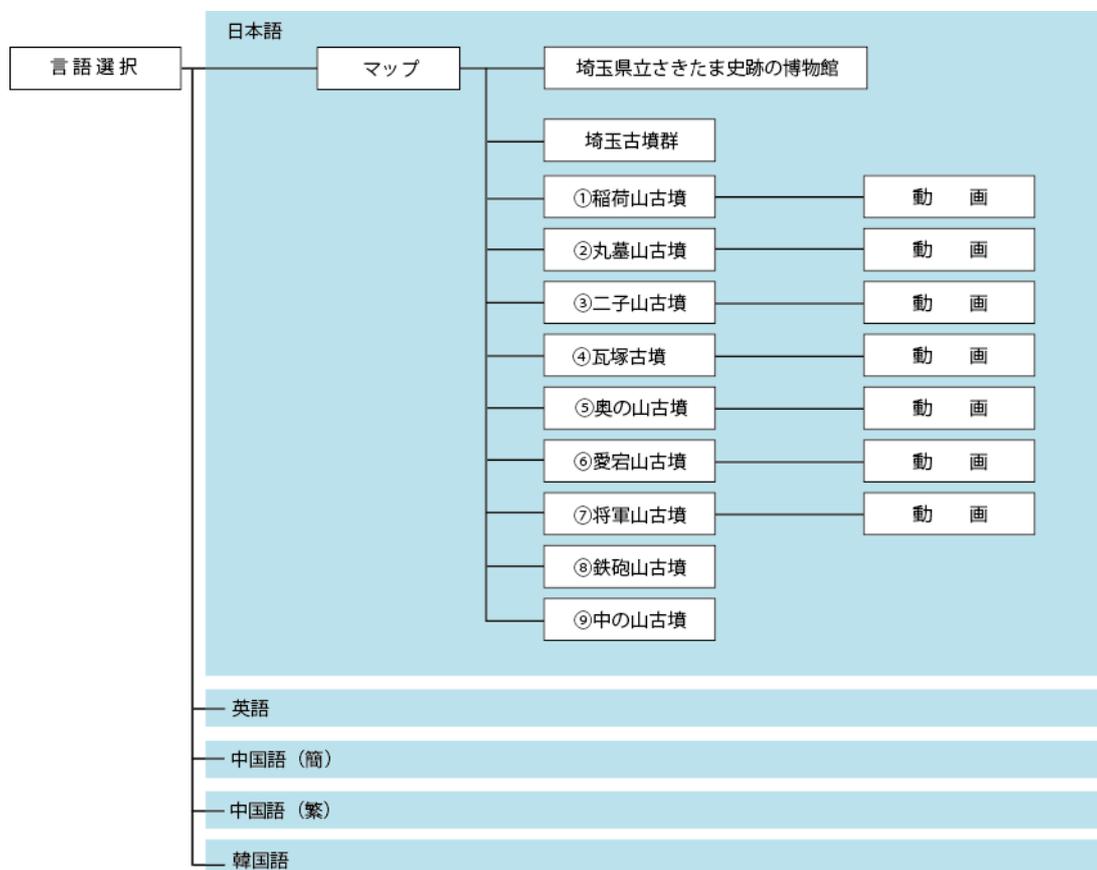
○対策 効果的な誘導、注意喚起ができるように、デザイン及び設置場所を検討し、不必要なものは撤去する。

③統一感のあるサイン整備

○問題点 既存のサイン類はデザインにばらつきがあることから、まとまり感がない状況である。

○対策 「保存整備基本計画」のサインデザイン及び既設の案内・解説板のデザ

インを考慮した上で、埼玉古墳群のサインに関するガイドラインを検討し、統一感のあるサイン整備を行う。



スマートフォン用ガイダンスコンテンツのチャート

3 導入する案内・解説板の設定

導入を図るサインの種類と配置を次のように定める。



配置概念図

(1) 導入する案内・解説板

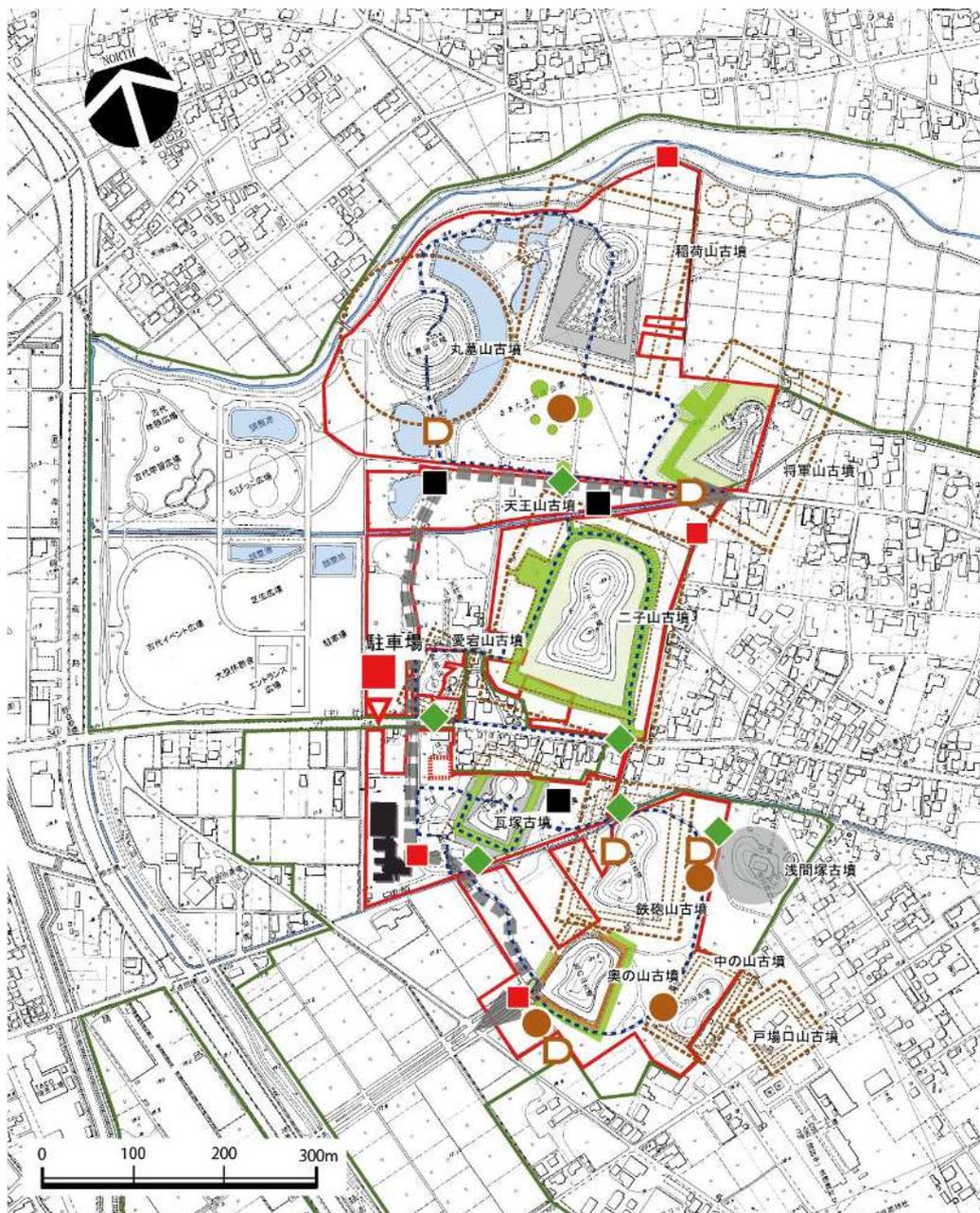
導入するサイン構成は、不足する史跡全体の情報をまとめたサインを加えた、次の9種類とする。

表 導入する案内・解説板など

導入種	機能・表示
広域案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉古墳群に関連する広域に点在する遺跡情報などを示す。 ・特別史跡埼玉古墳群の価値を発信解説する。 ・場所によりパンフレット box を用いてハンドアウト資料を配布。 <p>※設置場所に応じて、サインの両面を使用できる。</p>
地区案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・地区区分した範囲の古墳や関連する見学に必要な情報を明記する。 <p>※設置場所に応じて、サインの両面を使用できる。</p>
史跡案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・各古墳の配置や見どころを示すほか、特別史跡埼玉古墳群の価値を発信解説する。 ・利用しやすい見学コースを示す。
古墳学習サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳に対する様々な情報について瓦塚古墳を例示に展示解説するほか、往時の地形などを示しつつ、特別史跡埼玉古墳群の価値を発信解説する。
古墳解説サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳の個別解説を行う。 ・必要に応じて、景観解説等に生かしていく。 ・ICT を生かした情報を付加する。
遺構解説サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳毎の遺構や出土遺物等の個別解説を行う。 ・ICT を生かした情報を付加
誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・動線の分岐点に設置し、目的の場所への方向を指し示す
定点サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡埼玉古墳群の名称を示すもの
注意サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の場所での規制、警戒等の注意喚起を行うもの

(2) 導入する案内・解説板の設置

配置箇所は動線設定をもとに次のように設定した。



- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| — 特別史跡指定範囲 | ■ 広域案内サイン | ■ 史跡案内サイン | □ 古墳学習サイン |
| — 都市計画決定範囲 | ■ 地区案内サイン | ● 古墳解説サイン | D 遺構解説サイン |
| ▽ 定点サイン | ◆ 誘導サイン | ■ ■ ■ 主動線 | ⋯ 副動線 |

案内・解説板の設置位置

設置位置一覧

導入種	設置位置	整備の留意点
広域案内サイン	①駐車場 さきたま古墳公園駐車場	將軍山古墳展示館への案内を含む内容とする。 ※愛宕山古墳を遮らない位置。パンフレット box 付き。
地区案内サイン	①丸墓山古墳南の結節点 ②二子山古墳北西の結節点 ③大型休息所付近 ④薬用植物園の結節点	古墳体験エリア 古墳発見エリア 古墳学習エリア 21世紀型整備エリア
史跡案内サイン ※地区案内サインと同形態	①さきたま史跡の博物館前 ②駐車場 二子山古墳北側 ③徒歩の出入口 奥の山古墳南西 ④徒歩の出入口 旧忍川遊歩道側	※近接するそれぞれの古墳を視覚的に遮らない位置
古墳学習サイン	①大型休息所内 休息所内施設を利用し、埼玉古墳群や古墳について学習ができるように検討する。	地区案内サインと同サイズの展示パネルを基本とし、将来的には地形模型等の設置も検討する。
古墳解説サイン	《今後整備する箇所》 ①鉄砲山古墳 ②中の山古墳 ③小円墳群	発掘調査情報と埴輪複製展示。 ICTを生かした解説手法
遺構解説サイン	①稲荷山古墳 ②奥の山古墳 《今後整備する箇所》③將軍山古墳 ④鉄砲山古墳 ⑤丸墓山古墳	
誘導サイン	①二子山古墳北西の結節点 ②二子山古墳から県道へ ③県道横断箇所付近の結節点 ④旧遠藤家住宅を生かした範囲 ⑤薬用植物園の結節点 ⑥浅間塚古墳への分岐箇所	
定点サイン	①県道横断付近	
注意サイン	適宜	必要がない箇所は撤去

(3) 導入するサインデザイン

更新が進行している古墳解説サインや遺構解説サインのデザインを踏まえて、サインの標準表示、形態を検討し、広域案内サイン、地区案内サイン、誘導サイン、定点サインの意匠について提示する。

①標準表示

○ユニバーサルデザインに対応した表記

視覚障害者への情報提供のために点字表記を加え、必要に応じて触知図等の設置を行う。また、カラーユニバーサルデザインによる配色に留意したものとする。

○多言語の表記

外国人の利用特性を踏まえ、表示は日本語と英語を基本とする。また、その他の言語については、既存システムに倣い4ヶ国語とし、スマートフォン用ガイドコンテンツに接続するQRコードを設置する。

○日本語の表記

解説文の対象はできるだけ平易な文章とし、専門用語にはふりがなをつけ、読みやすい文章とする。

②形態

サイン本体の形態は、「行田地域観光案内標識ガイドライン」に則した縦型と、「保存整備基本計画」で示された各古墳への設置が進んでいる斜型とする。表示の見やすさ、史跡景観への影響、維持管理については以下のとおりである。

比較

形状/内容	表示の見やすさ	史跡景観への影響	維持管理
基本形状区分 縦型	見学者の視点移動が一定であり、比較的大きなサイズでも見やすい。	全高が高いため、遠方からでも視認しやすい、反面で配置には古墳景観を阻害しない位置の配慮が必要である。	雨水等が自然流下しやすく汚れにくい。構造がシンプルであるため、埃溜まりが少ない。
基本形状区分 斜型	やや見下ろす形となる。表示面が縦に大きいと視点移動の変化が大きく、見やすさが低下する。	全高が低いため、古墳に近接して配置しても、古墳の眺望は阻害されにくい。	雨水等の流下や、埃溜まりの解消への対応が必要である。

縦型は、広域案内サイン、史跡案内サイン、古墳学習サイン、斜型は古墳解説サイン、遺構解説サインに採用する。なお、誘導サイン、定点サインについては縦型に合う形態とする。

③色調

板面または枠の色を統一する。配色は「行田地域観光案内標識ガイドライン」に則したものとする。

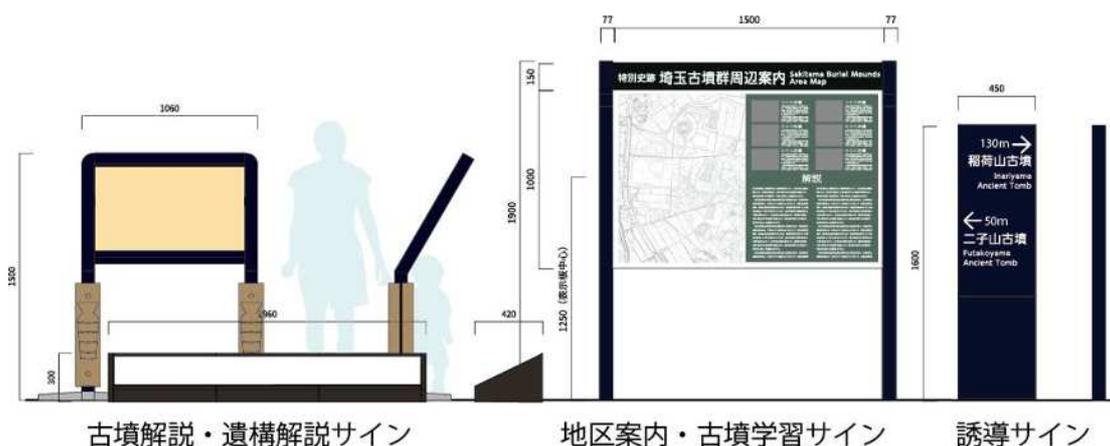
④意匠

各サインのデザインは次のとおりとする。なお、文字はユニバーサルデザイン書体とする。



定点サイン

広域案内サイン



古墳解説・遺構解説サイン

地区案内・古墳学習サイン

誘導サイン

(4) サイン情報の更新

既存の誘導サイン、注意サイン等は必要に応じて撤去整理を行う。また、発掘調査等の調査研究の進捗に対応し、適切な時期に必要な情報更新を図る。そのため、解説板等の板面は更新しやすい素材とする。

(5) 仮設サインの活用

発掘調査の情報や新たに整備した箇所における解説板設置までの仮設サインとして、プラスチック製等の可動型サインを設置し、見学者への情報提供を行う。



プラスチック製可動型サイン(奥の山古墳)



例：木製可動型サイン(史跡武蔵国分寺跡)

第8節 管理施設及び便益施設に関する計画

1 これまでの計画

「保存活用計画」では、次のとおり整備方針を定めている。

○便益施設や園路、水道施設、電気施設は、既存施設の配置や設備内容を精査して、利便性や景観を考慮しながら必要に応じて計画的に改修・新設する。

「保存整備基本計画」では、埼玉古墳群の来園者のための諸施設について、以下のとおりまとめている。

○駐車場は古墳公園駐車場を利用する。

○手洗所施設はすべてバリアフリーとする。また、古墳整備や園地の拡大により、奥の山古墳東側の手洗所、瓦塚古墳南側の手洗所は適切な位置へ移設する。

○休息施設（四阿）は老朽化していることから、古墳整備や広場整備に応じた位置に新規設置を行う。

○ベンチはバリアフリーとし、園路に沿った位置や樹木を背景とするなど、古墳景観を阻害しない適切な位置に設置する。

○照明は既存の施設や埋設配管等をできる限り生かした配置とする。器具は、古墳景観に配慮したデザインや位置とする。

○管理柵は民地と接する都市公園境界沿いに設置する。また、埼玉用水路及び成田用水路については、安全柵を設置する。

2 計画

「保存整備基本計画」を踏まえ、便益施設は既存施設の利用を原則とし、指定地内への新たな設置は原則行わない。ただし、公開活用（公園整備を含む）のために必要な工作物を設置する場合は、遺構を保護した上で、景観に配慮したデザイン、色調、材質、設置場所を検討する。また、これらの施設は定期的に点検を行い、計画的な補修を実施する。

(1) 駐車場・園路等

○来園者の駐車場はさきたま古墳公園駐車場を利用し、公園として整備された空間を園路として利用する。古墳群南側の駐車場については、公園拡張整備の中で適切な位置を検討する。

○古墳群内の移動は徒歩を原則とするが、徒歩での移動が困難な場合や楽しみながら古墳群を見学できるような移動手段（電動カート等）の導入についても検討する。

○園路等のユニバーサルデザイン化を図る。

○役割を終えた車止め等、不要な設備を撤去する。

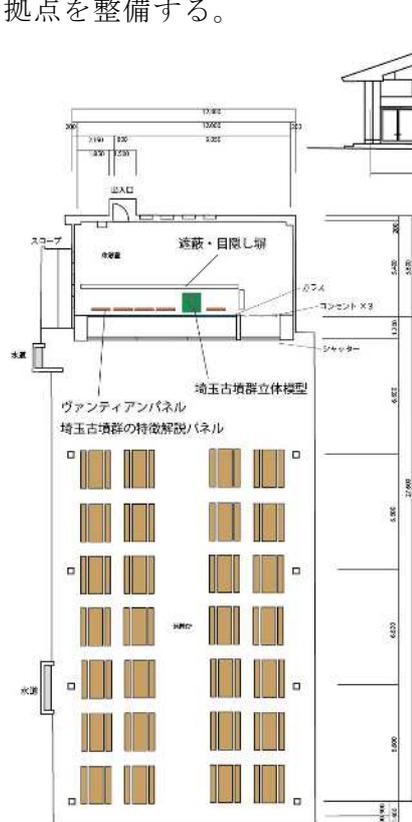
(2) 休憩施設

○老朽化した休憩施設（四阿）は改修の他、撤去、移設も含めて、取扱いを検討する。

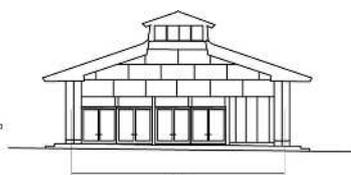
○老朽化したベンチは撤去もしくはユニバーサルデザインに改修する。

○ベンチを新設する場合は、ユニバーサルデザインとし、遺構を保護した上で、古墳景観を阻害しない適切な位置に設置する。

○古墳学習エリア瓦塚古墳西側のレストハウスには、埼玉古墳群全体を示す模型等を設置し、地形の特徴や古墳群の全体像について学ぶことができる、屋外学習拠点を整備する。



古墳学習エリア内レストハウス整備案



古墳学習エリア内レストハウス現況



施設配置図

(3) 手洗所

○手洗所施設はすべてユニバーサルデザインとする。

(4) その他

○照明は既存の施設や埋設配管等をできる限り生かした配置とする。器具は、古墳景観に配慮したデザインや位置とする。

○管理柵は民地と接する都市公園境界沿いに設置する。また、埼玉用水路及び成田用水路については、安全柵を設置する。柵の意匠は景観に配慮したものとする。

第9節 公開・活用及びそのための施設に関する計画

1 現状

(1) 埼玉県立さきたま史跡の博物館・さきたま古墳公園

①敷地面積：39.6 ha（古墳公園含む）

②本館建物：昭和44年建設

（昭和48年民俗収蔵庫、ホール兼講堂、昭和55年収蔵展示棟、平成18年リニューアル（一部））

延床面積：2,386.58 m²

（国宝展示室214.50 m²、企画展示室224.64 m²、体験工房155.25 m²、講堂155.25 m²）

構造：鉄筋コンクリート造、一部2階建て、エレベータなし

③将軍山展示館：平成9年建設

延床面積：267.74 m²

構造：鉄筋コンクリート造、2階建て、エレベータなし

④その他：年間来館者10万人を超え、国宝を常設展示

(2) 行田市はにわの館

①敷地面積：614.28 m²

②建物

延床面積：147.42 m²

構造：鉄骨造1階建て

③その他：公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団が管理、運営する。

2 課題

さきたま史跡の博物館は、設置当初から指定地内に建ち、設置から50年以上が過ぎ施設、設備の老朽化が進む。また、博学連携等、博物館設置当初の利用形態が大きく変化しており、特に学校などの団体利用等に対し施設が非常に手狭である。

将軍山古墳展示館は、エレベータがないことから、1階のモニターでの見学を行っているが、車いす利用者等の見学に対応できていない。

はにわの館についても博物館同様に、設置当初から指定地内に建っている。

3 計画

○さきたま史跡の博物館は、改修を行いながら施設を維持し、建替えが必要となった場合には、指定外への移設を検討する。

○指定範囲外のさきたま古墳公園体験学習広場ゾーン(開設予定)を活用し、学習機能を拡充する。

○瓦塚古墳西側の大型レストハウスに古墳学習に関する情報を整備し、学習拠点のひとつとする。

○将軍山展示館は、改修を行いながら施設を維持し、エレベータ設置やVR等を活用した見学方法を検討し、ユニバーサルデザイン化を図る。

○はにわの館の改修や移設については行田市と協議する。

第10節 周辺地域の環境保全に関する計画

1 現状

さきたま古墳公園は埼玉古墳群を含む都市公園であり、史跡公園としての景観を創出している。また、公園北側の旧忍川沿いには、散策路やサイクリングロードが整備されており、ジョギングや散歩を楽しむ空間を整備し、環境保全を図っている。なお、今後都市公園として開設を予定している範囲については農地である。

都市公園の都市計画決定範囲外については、住宅地が広がる。

2 課題

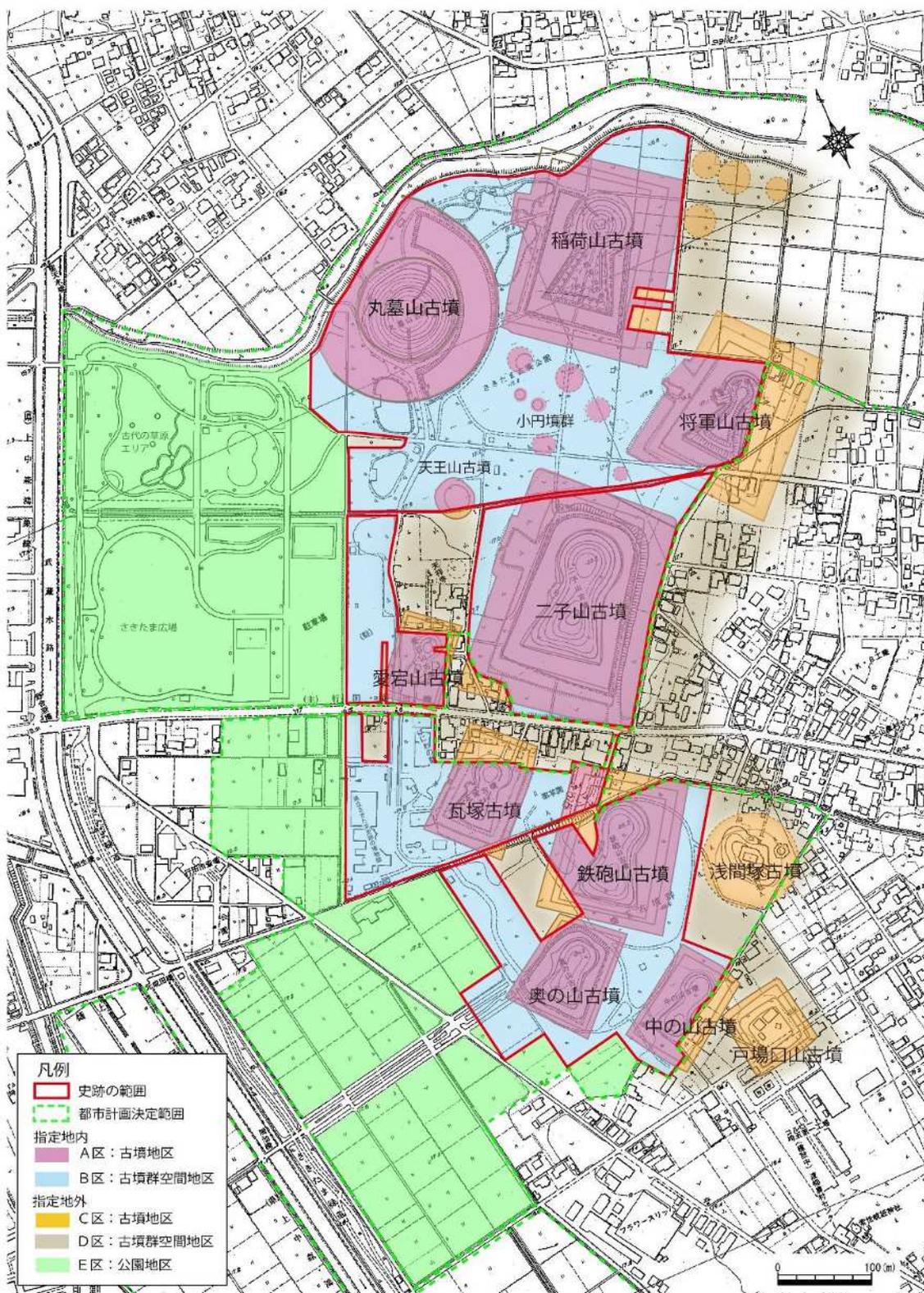
しかし、周辺環境の保全が十分に図られているのは都市公園として都市計画決定がされた範囲に限られている。「保存活用計画」で保存管理地区C区、D区とした範囲には、農地、道路、水路、寺院、店舗、宅地が広がり開発が進む恐れがあることから、史跡と環境の保全について検討する必要がある。

3 計画

○今後史跡として保護を要する範囲については、地元の理解と協力を得ながら遺構の保護、地形や景観の保全を図る。

○さきたま古墳公園として整備を予定する範囲については、史跡の景観を損なわない範囲で公園施設の整備を行う。また、史跡を理解するための施設等の設置を進める。

○地域住民が史跡の価値を理解し、環境の保全に取り組む契機づくりに取り組む。



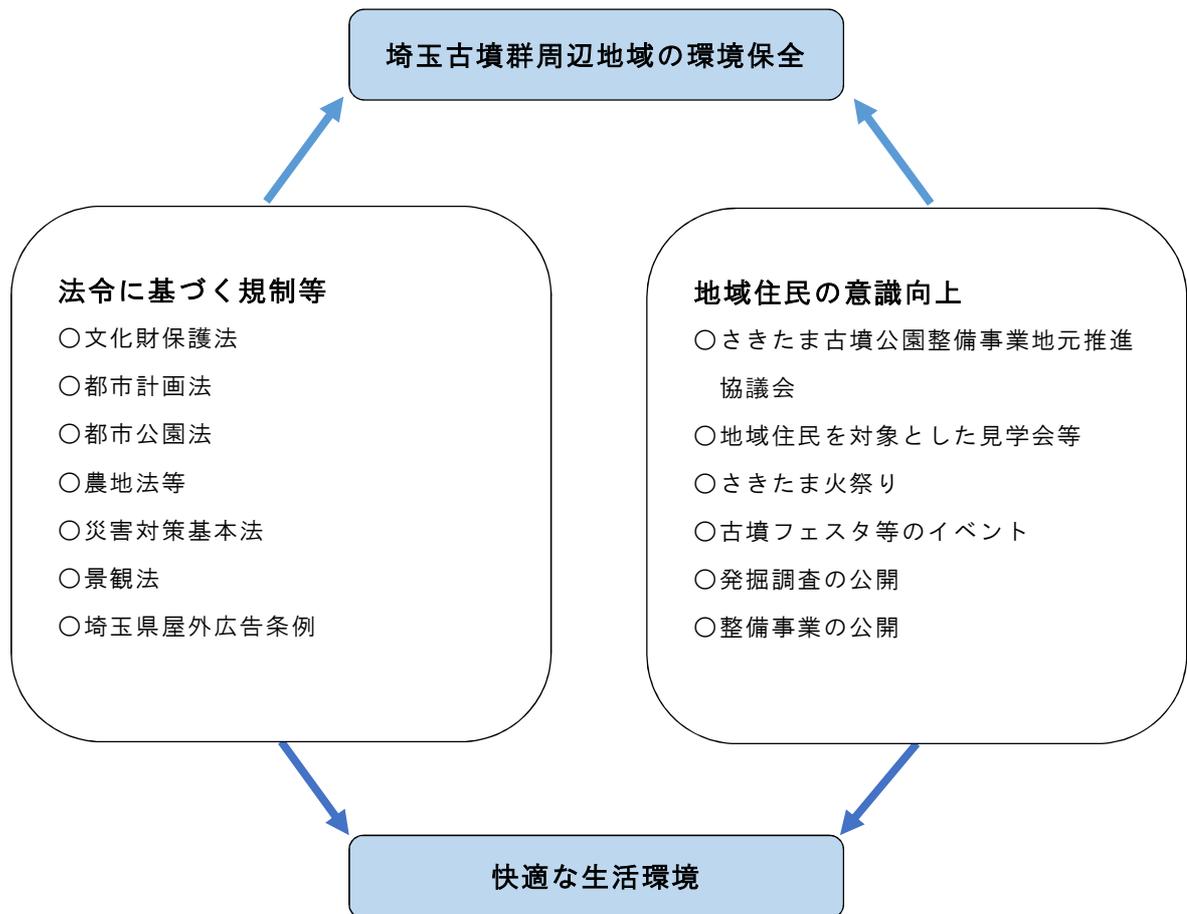
保存管理の地区区分（「史跡埼玉古墳群保存活用計画」より）

表 保存管理の地区区分と取扱の方向性（「史跡埼玉古墳群保存活用計画」より）

管理地区		含まれる構成要素		取扱の方向性
指定地内	A区:古墳地区 史跡としての価値を裏付ける古墳の墳丘・周堀等の存在する範囲。	I	墳丘、周堀、中堤、造出し、埋葬施設、埴輪、副葬品	史跡の本質的な価値が最も高い範囲であるため、恒久的で確実な保護を行い、活用の重要ポイントとしていく。
		II-1	鉄砲山古墳角場遺構、石仏	
		II-2	将軍山古墳展示館、復原埴輪、遺構表示、古墳表示、園路、解説板、案内板、標柱、道標、石碑	
		II-3	植栽	
		II-4	万葉植物園跡、薬草園跡、旧遠藤家住宅	
	B区:古墳群空間地区 古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲。博物館や駐車場など、将来的には指定地外への移転等が望まれるものを含む。	I	台地の微地形、出土遺物、調査記録類、調査報告書	史跡の本質的な価値を多く含んでおり、上のA区と一体の保護を行っていく。ただし、遺構への影響がない範囲で、史跡の活用上で必要な施設等を維持し、史跡公園としての整備を継続する。
		II-1	石田堤、石仏	
		II-2	園路、管理用道路、解説板、案内板、道標	
II-3		さきたま史跡の博物館、行田市はにわの館、駐車場、トイレ、水飲み場、ベンチ、レストハウス、四阿、野外卓、外灯、広場、植栽、池、道路、電気、水道		
	II-4	万葉植物園跡、薬草園跡		
指定地外	C区:古墳地区(指定地外) 史跡と同等の価値を有する遺構が分布する範囲	III-1	墳丘、周堀、中堤、造出し、埋葬施設、埴輪、副葬品	今後、史跡として保護を要する範囲であり、地元の理解と協力を得ながら、遺構の保護を図る。
		III-3	農地、雑木林、道路、水路、民家、社寺、旧藩主松平家の墓、店舗等	
	D区:古墳群空間地区(指定地外) 古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲	III-3	農地、雑木林、道路、水路、民家、社寺、店舗等	今後、C区と一体で史跡として保護を要する範囲であり、地元の理解と協力を得ながら、地形や景観等の保護を図る。
E区:公園地区 古墳の遺構等は確認されないが、さきたま古墳公園として整備されている範囲	III-2	広場、植栽、園路、管理用道路、案内板、道標、トイレ、レストハウス、ベンチ、外灯、電気、水道	史跡の景観を損なわない範囲で、公園施設の整備を行う。史跡を理解するための施設等の設置を進める。	

表 保存管理の地区区分における保存管理の方法と現状変更の取扱基準（「史跡埼玉古墳群保存活用計画」より）

区分	指定地内			指定地外	
	A区 古墳地区	B区 古墳群空間地区	C区 古墳地区	D区 古墳群空間地区	E区 公園地区
区分の性格	・史跡としての価値を裏付ける古墳の墳丘・周堀等の存在する範囲。	・古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲。博物館や駐車場など、将来的には指定地外への移転等が望まれるものを含む。	・史跡と同等の価値を有する遺構が分布する範囲。	・古墳の遺構は確認されないが、古墳群と一体でとらえるべき範囲。	・古墳の遺構は確認されないが、さきたま古墳公園として整備されている範囲。
現状変更の取扱方針	・原則として、史跡の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は認めない。	・原則として、史跡の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は認めないが、既存の公園施設の改修等については認める。	・指定されるまでは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いと、地権者や事業者は、事業者には遺跡の保護に対する理解と協力を求める。	・指定されるまでは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いと、地権者や事業者は、事業者には遺跡の保護に対する理解と協力を求める。	・周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる場合は、事業者には遺跡の保護に対する理解と協力を求める。
発掘調査	・調査研究、保存活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。	—	—	—	—
追加指定	—	—	—	—	—
公有化	・未公有地については地権者と協議し、公有化を進める。	・公有化済	・地権者の理解と協力を得ながら、追加指定を進め必要に応じて公有化を検討する。	・追加指定の対象とならない。	・公有化済
地形の変更	・史跡の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は認めない。	・原則として新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件として、公開活用（公園整備を含む）のために必要な工物の新設・改修や、埋蔵施設等の遺構表示、埋蔵列復原等の史跡の価値を表現するための工作物等の設置・改修は認める。	・指定後はA区と同様の取扱いとす。	・指定後はB区と同様の取扱いとす。	・史跡の景観との調和が図られるよう配慮する。
建築物・工作物	・原則として新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件として、公開活用（公園整備を含む）のために必要な工物の新設・改修や、埋蔵施設等の遺構表示、埋蔵列復原等の史跡の価値を表現するための工作物等の設置・改修は認める。	・原則として新たな建築物や工作物の設置は認めない。 ・ただし遺構や地形等に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件として、公開活用（公園整備を含む）のために必要な工物の新設・改修や、埋蔵施設等の遺構表示、埋蔵列復原等の史跡の価値を表現するための工作物等の設置・改修は認める。	・指定後はA区と同様の取扱いとす。	・指定後はB区と同様の取扱いとす。	・建築物や工作物の新設や改修にあたっては、史跡の景観との調和が図られるよう配慮する。
植栽	・遺構に影響を与えないことを条件に、遺構の保護や遺構表示のための草本、低木類は認める。 ・既存の植栽が遺構に影響を与えない場合は伐採を行う。原則として抜根は行わない。	・構造物の遮蔽や、史跡の景観を守るための植栽については認める。 ・既存の植栽が史跡の景観に影響を与えない場合は伐採を行うが、原則として抜根は行わない。	—	—	・史跡の景観との調和を図り、導入種は古墳時代の権を反映した種、あるいは現存する地域種とする。
道路	・道路構造令に準拠する道路は一切設置を認めない。	・史跡の活用に関する見学路の新設や改修は認める。	—	—	・史跡の景観との調和が図られるよう配慮する。
園路	・史跡の活用に関する見学路の新設や改修は認める。	・史跡の活用に関する見学路や公園施設利用に必要な園路の新設や改修は認める。	—	—	—
水路・圃池	・将来的には移設や撤去を行う。 ・ただし周辺の耕作地に影響のある水路については現況のままとし、改修等を認める。	・史跡の調査研究・保存活用に関するもの以外に、史跡の地形に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に設置を認める。	—	—	—
仮設物	・史跡の調査研究・保存活用に関するもの以外に、史跡の地形に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に設置を認める。	・史跡の調査研究・保存活用に関するもの以外に、史跡の地形に影響を与えないこと、景観との調和を図ることを条件に設置を認める。	—	—	—
耕作等	・現状で行っている耕作については、天ดิน等形状の変形を伴うもの以外は認める。	—	—	—	—
行事・イベント	・遺構に影響を与えないこと、景観との調和を図ること、見学環境に著しい影響を与えないことを条件として、史跡の価値を高め、周知する行事・イベントの開催は認める。	—	—	—	・史跡の価値を高め、周知する行事やイベントのメイン会場として、積極的に活用する。
その他の法的規制	・都市公園法に基づき、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有する場合は、公園管理者(さきたま史跡の博物館長)の許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・都市公園法に基づき、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有する場合は、公園管理者(さきたま史跡の博物館長)の許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・市街化調整区域であるため、農地以外の利用を行う場合には農地の転用許可が必要。 ・屋外広告物条例により公園内や古墳公園の周囲200mについては、広告物の表示や掲出物件の設置は禁止されている。	・A、B地区と同じ	—



周辺環境の保全を示す関連図

第 1 1 節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

1 これまでの計画

「保存整備基本計画」に記載された全体の調査計画は、次のとおりである。

- 史跡及び周辺現況測量図と各古墳の測量図作成
- 公図及び公園管理台帳等の整理
- 世界測地系に即したグリッドの配置
- 各古墳主体部の状況確認
- これまでの発掘調査成果の整理
- 上記測量図の座標、標高の確認

また、各古墳に必要な諸調査としてまとめられた項目のうち、発掘調査に関する
こと以外で、整備に必要な調査として次のことがあげられる。

- 稲荷山古墳：復原した前方部の経年変化確認
- 二子山古墳：水質や地下水位の確認、斜面安定度の調査

- 奥の山古墳：水質や水量、地下水位の確認
- 愛宕山古墳：墳丘上の樹木調査
- 将軍山古墳：墳丘安定度の調査
- 鉄砲山古墳、斜面安定度の調査、地下水位の確認

2 計画

「保存整備基本計画」を踏まえ、埼玉古墳群に必要な調査を、発掘調査とそれ以外の調査に分けてまとめる。

(1) 発掘調査

- 調査は第一に方形の二重堀や西側の造出しを明らかにすることを目的とする。
- 埋葬施設については、遺構保存の観点から、必ず非破壊の調査を行い、埋葬施設の位置、構造等について十分に検証を加え、発掘調査の必要性について検討する。その上で、調査を行う場合は、調査後の保存方法について十分な準備を整えてから実施する。
- 墳丘の調査は、法面の崩落につながることから、調査後の保存方法等について十分に検討し、準備を整えた上、必要最低限の範囲の調査を行う。
- 埼玉古墳群の範囲を確認するための周辺確認調査を実施する。
- 発掘調査のグリッド設定は「保存整備基本計画」に従う。

(2) その他調査

- 特別史跡及び周辺現況測量調査。
- 調査計画立案のためのレーダ探査等の事前調査。
- 周堀底の堆積土の火山灰、花粉分析等の科学分析調査。
- 埼玉古墳群及び周辺地域に関する文献調査。
- 埼玉古墳群地内の地下水位の調査。
- 墳丘斜面安定度の調査。
- 埼玉古墳群地内の動植物調査。
- 日本測地系使用図面の世界測地系への修正。グリッド修正。

第12節 公開・活用に関する計画

1 現状

さきたま史跡の博物館では、国宝の常設展示の他、古墳時代をテーマとした企画展示や歴史講座、埼玉古墳群をテーマとしたシンポジウムや講演会を開催している。平成18年度のリニューアル以降、積極的に勾玉づくり等の体験学習事業を展開し、近隣の学校への出前授業も行っている。博物館学芸員や県内外の専門家を講師として行う「さきたま講座」は好評の事業であり、申し込み開始日数日で定員に達することがしばしばである。また、埼玉古墳群を巡るガイドツアーは年数回実施してお

り、学芸員による解説は好評を得ている。さらに、見学時の参考資料となるように、埼玉古墳群ガイドブックを作成し、博物館で販売するなど、古墳群の魅力発信に努めている。

行田市では埼玉古墳群を素材とした「ぎょうだ歴史ロマンの道」「ハイキングコース」「サイクリングコース」を設定し、さきたま古墳公園を会場とした「火祭り」や「鉄剣マラソン」等の取り組みを実施している。また、はにわ作りを体験することができる行田市はにわの館を開設している。

解説ボランティアは、博物館と行田市にそれぞれに組織されている。博物館内及び公園内の環境整備に関する内容は博物館ボランティアが、埼玉古墳群のガイドに関する内容は行田市ボランティアが対応するなど、役割を分けて活動している。

2 計画

現状を踏まえ、公開・活用に関する計画は次のとおりとする。

○墳丘内を公開するエリアは、古墳体験エリア、古墳学習エリアの古墳とし、丸墓山古墳、稲荷山古墳、瓦塚古墳は登ることができる古墳、将軍山古墳は石室を公開する古墳として整備する。

○古墳時代に関する展示を開催する。

○学芸員による埼玉古墳群ガイドツアーを実施する。

○最新の発掘調査成果等、埼玉古墳群をテーマとした講座を開催する。

○埼玉古墳群をテーマとし、最新の研究を公開するシンポジウムや講演会を開催する。

○瓦塚古墳を活用した古墳時代学習メニューを開発する。

○古墳時代に関係する様々なワークショップを開催する。

○整備に伴う発掘調査は発掘調査見学会を開催し、情報を発信する。

○行田市と連携した埼玉古墳群周辺及び関連する文化財巡りを実施する。

○VRやAR等のICT技術を活用したイベント等を企画する。

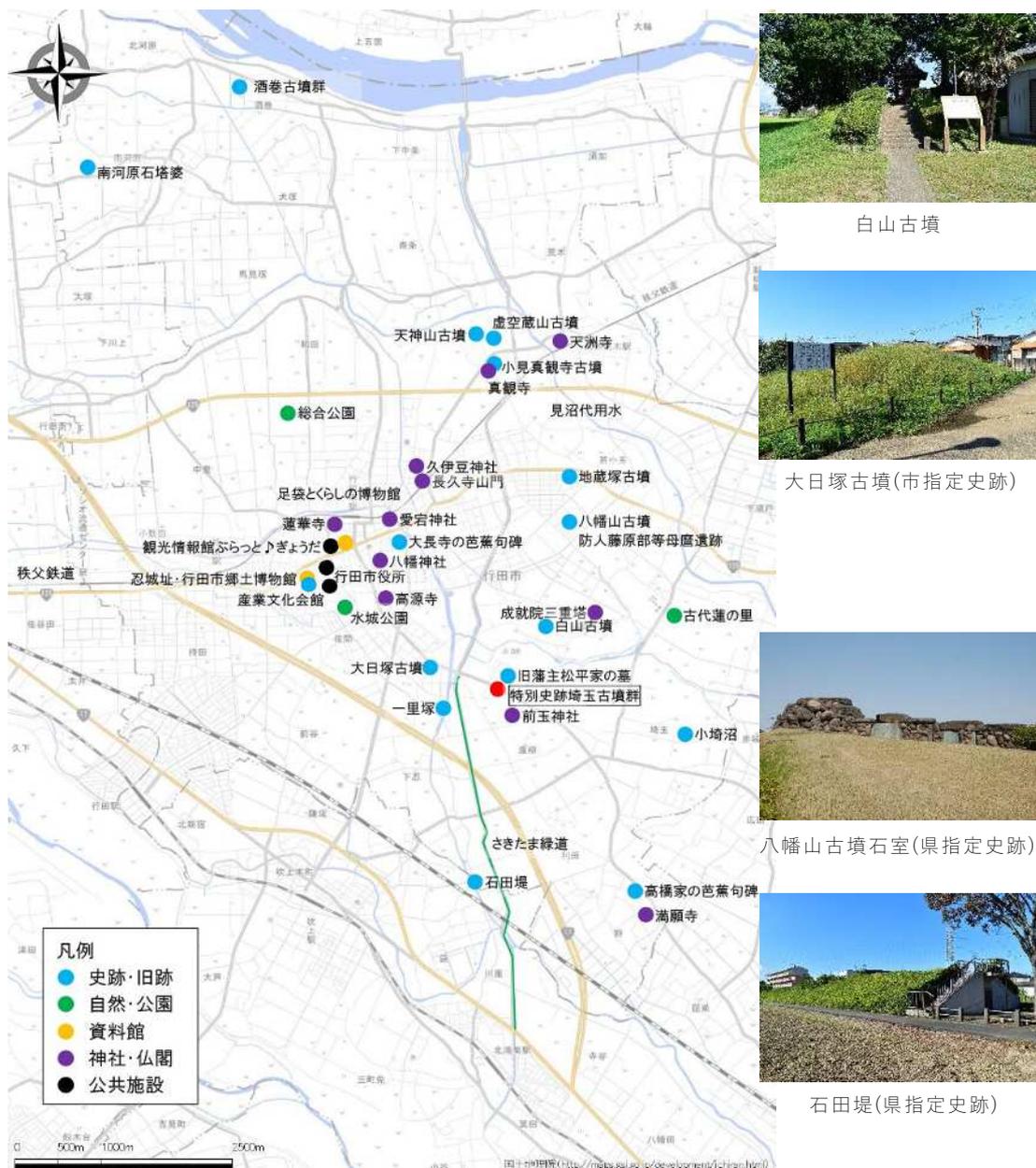
○埼玉古墳群を象徴するロゴマークの作成やカラーの設定を行う。

○ボランティアについては、解説における役割分担を無くすことで、解説希望申請の窓口の一元化を図るなど、利用者にとってわかりやすい運営体制について、行田市ともに検討する。

第13節 管理・運営に関する計画

1 現状

埼玉古墳群の管理については、指定地のほとんどを所有している埼玉県が行うが、一部民地については所有者と管理団体である行田市が行う。



関連文化財と周辺施設（「史跡埼玉古墳群保存活用計画」に加筆）

2 計画

現状を踏まえ、管理・運営に関する計画は次のとおりとする。

○特別史跡埼玉古墳群の管理や史跡整備に関する事務は、埼玉県立さきたま史跡の博物館が主体的に実施し、追加指定等の事務については埼玉県教育局市町村支援部文化資源課が行う。

○指定地内の民有地及び行田市有地について毀損等が生じた場合は、管理団体の行田市と連携を図り、対応する。

第14節 事業計画

本計画は、第3期まで定めた旧整備基本計画に続き、第4期整備（令和4年度～令和8年度）、第5期整備（令和9年度～令和13年度）までとし、およそ10年ごとに事業の進捗に合わせて計画の見直しを行う。

ここでは、第4期整備（短期）及び第5期整備（中期）の計画を示し、その後10年間（長期）の計画についてまとめる。

1 短期整備計画（第4期整備計画・令和4年度～令和8年度）

令和4年度

案内・解説板整備（古墳解説板／鉄砲山古墳・中の山古墳、
遺構解説板／丸墓山古墳石田堤・将軍山古墳）、
愛宕山古墳発掘調査（南側）

令和5年度

案内・解説板整備（誘導板）、愛宕山古墳発掘調査（北・西側）、
鉄砲山古墳整備基本設計（石室遺構解説板）

令和6年度

案内・解説板整備（案内板）、二子山古墳発掘調査（北側外堀）、
鉄砲山古墳整備実施設計（石室遺構解説板）

令和7年度

案内・解説板整備（案内板）、二子山古墳発掘調査（外堀南側）、
鉄砲山古墳整備工事（石室遺構解説板）

令和8年度

案内・解説板整備（案内板）、中の山古墳発掘調査（西側）、
鉄砲山古墳整備工事（石室遺構解説板）

2 中期整備計画（第5期整備計画・令和5年度～令和13年度）

令和9年度

案内・解説板整備、二子山古墳整備基本設計（周堀・中堤）、
中の山古墳発掘調査

令和10年度

案内・解説板整備、二子山古墳整備実施設計（周堀・中堤）、
中の山古墳発掘調査、保存活用計画見直し

令和11年度

二子山古墳整備工事（周堀・中堤）、中の山古墳発掘調査

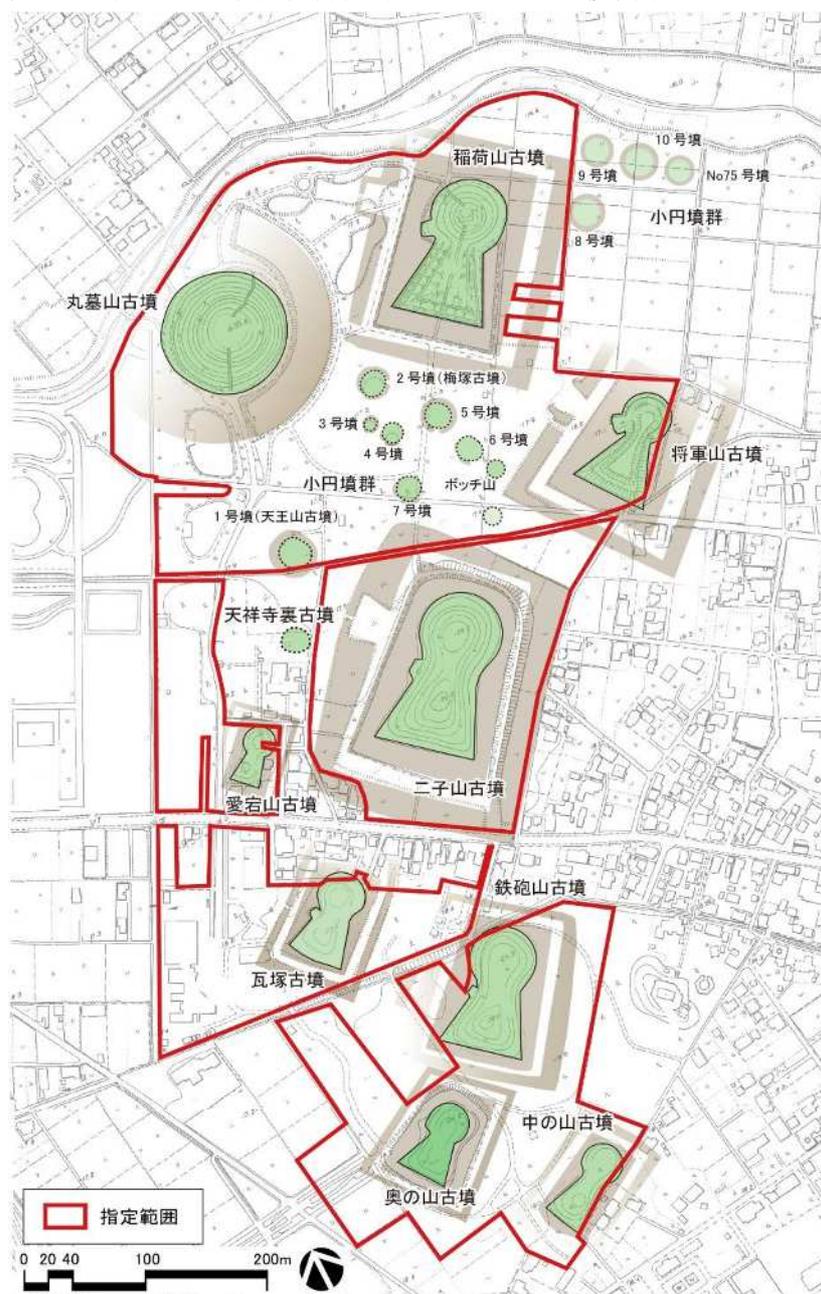
令和12年度

二子山古墳整備工事（周堀・中堤）、中の山古墳発掘調査、
整備基本計画見直し

第6章 各古墳の整備計画

ここでは、整備方針やゾーン設定、動線計画などを踏まえ、各古墳の整備計画を、短期・中期整備計画（鉄砲山古墳、二子山古墳、中の山古墳における短期・中期での整備等）と長期整備計画（その他長期での整備等）に分けて次頁以降に示す。

なお、整備計画は、『保存整備基本計画』の内容（表）を見直し、現在の特別史跡の整備における課題を踏まえた上で示したものである。また、長期整備計画については、第VI期整備期計画（令和14年度以降）策定時に詳細を検討することとする。



各古墳の整備計画で扱う古墳の位置

第1節 長期整備計画

1 稲荷山古墳

(1) 方針

登れる古墳として安全に利用できる環境の確保及び、埼玉古墳群の中核となる古墳である価値を伝える整備を行うと共に、埼玉古墳群の中心として、その規模を体感できるように周堀や中堤の整備を行う。

(2) 計画

①保存のための整備

- 墳丘南東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。
- 周辺に点在する小円墳の性格を明らかにし、一体的に保存可能となる整備を行う。
- 地中レーダー探査による埋葬施設の確認調査を実施する。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。
- 埴輪や須恵器、土師器で構成される祭祀の空間を表現する。
- 古墳から旧忍川への景観は古墳時代を意識した修景とする。
- 西側から望む古墳景観を整備し、中堤造出しを古墳見学の導入部とする。
- 景観を阻害する樹木については伐採する。

2 丸墓山古墳

(1) 方針

丸墓山古墳への景観、丸墓山古墳からの眺望を確保すると共に、周堀の復原によって全国最大規模の円墳を体感できるようにする。

(2) 計画

①保存のための整備

- 墳丘北西側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。
- 墳丘北側や西側の周堀の内容確認のための発掘調査を実施する。
- 周堀は滞水からの遺構保護のために空堀化する。
- 地中レーダー探査による埋葬施設の確認調査の実施を実施する。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。東側は空堀化し、河川区分範囲を除く西半の

- 周堀と合わせて立体的に整備する。
- 墳頂部の桜については、観光資源となっていることから、現状維持を基本とし、安全管理上の維持管理行為を継続する。
- 周堀に流入している用水路からの農業用水については、安全性の確保と周堀の空堀整備のため埋め立てる。
- 古墳から旧忍川への景観は古墳時代を意識したものとする。
- 古墳への導入部として石田堤の規模復原を行う。
- 墳頂部からの眺望及び公園からの景観を確保するために、生垣や植栽の伐採を行う。
- 顕彰碑等は周堀の整備に合わせて適切な位置に移設する。

3 二子山古墳

(1) 方針

未整備の周堀と中堤の整備や、安全な見学動線の確保により、古墳規模を体感できるようにする。また、護岸の保存対策をとる他、外堀の花の植栽等による活用を図る。

(2) 計画

①保存のための整備

- 墳丘南西側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。
- 周堀へ流入する用水路や水門からの農業用水や雨水については、周堀が空堀であったことから、これらの流入を防ぐための用水路の付替えに向けた協議・調整や水門の逆流を防ぐための整備を行う。
- 墳丘墳裾の保護を実施する。
- 中堤の南西部分は保存状態が良好であるため現状維持とする。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。
- 体験できる見学路を設定する。
- 県道から最も目につきやすい古墳であることから、県道から墳丘への眺望を確保するための整備を行う。
- 保存状態が良好である中堤の南西部分の保存を前提とし、中堤上の見学路を使った墳丘周囲の回遊が可能となるような整備を検討する。
- 旧文部省の史跡標柱は現状維持とし、史跡整備の歴史を示すシンボルとして活用を図る。

4 瓦塚古墳

(1) 方針

博物館に最も近い古墳として、築造時の古墳景観の再現を目指すものとする。古墳学習につながるような整備を進めると共に、中堤西側で確認された形象埴輪列や墳丘上の埴輪を再現し、古墳景観を整備する。

(2) 計画

①保存のための整備

○墳丘北側については、市道の付替えに向けた協議・調整を検討するとともに、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。
- 「古墳学習エリア」の古墳整備に向けて、墳丘の盛土復原を活用した墳丘上に登れる見学路の設定を検討する。
- 造出しの土器類による祭祀、中堤の形象埴輪列で構成される祭祀の空間を表現する。
- 「レストハウス」、「はにわの館」、「旧遠藤家住宅」、「県名発祥碑」等の施設による古墳への眺望の阻害や周辺景観の不統一が確認できることから、これら施設をさきたま古墳公園西側へ集約することを検討する。
- 薬用植物園との境界にある生垣を撤去し、古墳公園の見学路から中堤に至る動線を確保する。

5 奥の山古墳

(1) 方針

南側の玄関口にもあたる場所にあることから、景観の確保を行うと共に、未整備区域の整備を行い、周堀を含めた古墳全体を整備する。

(2) 計画

①保存のための整備

○周堀北西側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。
- 令和元年度（2019）から令和3年度（2021）に実施した周堀整備箇所と調和がとれる手法を用いて、既存の周堀整備箇所を再整備する。

- 本古墳の北側に隣接する鉄砲山古墳との重複関係が理解できる整備を行う。
- 緑地や木陰を維持することを考慮しつつ、景観を阻害する樹木については伐採する。

6 愛宕山古墳

(1) 方針

駐車場から公園を訪れて最初に目にする前方後円墳として積極的な活用を図ると共に、中堀や中堤の整備により古墳規模を表現するが、墳丘は現況を生かしたものとする。

(2) 計画

①保存のための整備

- 後円部東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。
- 墳丘の西側と南側で周堀と中堤の残存状況を確認するための発掘調査を実施する。
- 北西側の周堀内で発生している滞水を防ぐため、周堀内の嵩上げ等の整備を検討する。
- 墳丘上の石塔については、現状保存として存置する。

②活用のための整備

- 西側の公園園路の位置を変更して、平面的な表示による整備で、周堀の規模、範囲を復原する。
- 県道や駐車場に面した立地を生かし、周辺から墳丘、周堀、中堤への眺望が確保されるような整備を検討する。
- 墳丘上の桜については、現状維持を基本とし、枯枝の採取等の安全管理上の維持管理行為を継続する。

7 将軍山古墳

(1) 方針

石室公開及び墳丘に埴輪列を復原している唯一の古墳である利点を生かし、築造当時の古墳の景観が伝わるような整備を行うと共に、未整備の周堀や中堤の整備を図り、古墳規模を体感できるようにする。

(2) 計画

①保存のための整備

- 墳丘東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内

容確認のための発掘調査を実施する。

- 後円部東側等の墳丘東側を削平している市道の付替えに向けた協議・調整を検討する。
- 後円部東側等の墳丘東側を削平している市道西側を流れる埼玉用水路の付替えに向けた協議・調整を検討する。
- 後円部墳頂や西側くびれ部での崩落個所の再整備を実施し、経過観察を行う。その際、墳丘及び將軍山古墳展示館への影響を考慮して、墳丘上の見学路の設定は行わない。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。
- 古墳の規模が効果的に理解できるような遺構解説板を設置する。
- 古墳を中心とする周辺景観に影響の及ばない範囲でサイン整備を実施する。
- 埴輪や須恵器、土師器で構成される祭祀の空間を表現する。
- 石室の石材が他地域から搬入されてきたものであることを強調した整備をする。
- 古墳を間近で見られるような動線として、稲荷山古墳・小円墳←→中堤造出し←→中堤←→南側市道を繋ぐ見学路を設定する。

8 鉄砲山古墳

(1) 方針

周堀や中堤の整備により古墳規模を体感できるようにする。

(2) 計画

①保存のための整備

- 墳丘北側及び西側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。
- 遺構範囲内の薬用植物園の移設に伴って、発掘調査を実施し、その成果に基づき、周堀を復原する。
- 墳丘東側くびれ部の横穴式石室周辺等の発掘調査箇所を保全し、必要に応じて復旧する。
- 墳丘西側に位置する市道の付替えに向けた協議・調整を検討する。
- 墳丘西側に位置する成田用水路の付替えに向けた協議・調整を検討する。
- 周堀東側等の遺構に影響を及ぼす樹木等は伐採する。

②活用のための整備

- 平面的な表示による整備で、周堀の規模、範囲を復原する。
- 本古墳の南側の奥の山古墳との重複関係がわかる整備を行う。

- 薬用植物園は、周堀の整備に伴って東側へ移設する。
- 墳丘上で倒壊の危険性がある旧文部省の制札板を移設する。旧文部省の史跡標柱は現状維持とし、史跡整備の歴史を示すシンボルとして活用を図る。
- 景観を阻害する樹木等については伐採する。

9 中の山古墳

(1) 方針

周堀や中堤の整備により古墳規模を表現し、埼玉古墳群における最後の前方後円墳の姿を見せる場とする。

(2) 計画

①保存のための整備

- 発掘調査成果に基づき、墳丘南側の追加指定を検討する。
- 南側の遊戯広場及び花壇の撤去に伴って、内容確認のための発掘調査を実施する。
- 墳丘南東側に位置する市道の付替えに向けた協議・調整を検討する。
- 墳丘南西側等の未調査範囲で、内容確認のための発掘調査を実施する。なお、発掘調査に先んじて地中レーダー探査を実施し、発掘調査の基礎資料を得る。
- 南側の周堀上の遺構に影響を及ぼす樹木等は伐採する。

②活用のための整備

- 平面的な表示による整備で、周堀の規模、範囲を復原する。
- 景観を阻害する樹木等については伐採する。
- 埼玉古墳群における最後の前方後円墳であることが理解できるような古墳解説板と、中堤上への須恵質埴輪壺のレプリカを設置する。
- 自然環境保全に基づき、埼玉県の特選絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されているオオタカの営巣時期である1月～8月を避けて整備等を実施する。
- 旧文部省の史跡標柱は現状維持とし、史跡整備の歴史を示すシンボルとして活用を図る。
- 墳丘に自生する植物及び、隣接して所在する石塔等の関連調査を実施する。
- 古墳解説板を更新する。

10 小円墳群

(1) 方針

小円墳の存在を伝えるための案内板、解説板の整備を行うと共に、周囲の大型古墳との関係性が理解できるように、墳丘や周堀を含めて立体的な整備を行う。

(2) 計画

①保存のための整備

- 稲荷山古墳東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査をする。
- ボッチ山古墳や無名塚の所在等、小田墳群の全容を明らかにするため、地中レーダー探査を実施する。
- 市道や埼玉用水路の付替えに向けた協議・調整を検討する。
- 埼玉5号墳を避ける見学路を整備する。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。
- 案内板、解説板を設置する。
- 埼玉1号墳（天王山古墳）は、周堀の規模、範囲を復原し、墳丘形態を明瞭にする。墳丘上の樹木は景観を考慮して一部を伐採する。
- 埼玉2号墳（梅塚古墳）、3号墳、4号墳、5号墳、6号墳は墳丘を復原し、立体的に整備する。
- 埼玉7号墳は平面的に整備する。

第2節 短期・中期整備計画

1 鉄砲山古墳

(1) 方針

良好な保存状態の墳丘と幕末の古墳利用の歴史を示す角場遺構が共存する現況を最大限に活かすための整備方法を検討し、整備を実施する。

(2) 計画

①活用のための整備

- VRやAR等のデジタル技術を活用して、埋葬施設や角場遺構を体感できる整備を実施する。
- 自然環境保全に基づき、埼玉県の特種天然記念物Ⅱ類(VU)に指定されているオオタカの営巣時期である1月～8月を避けて整備等を実施する。
- 奥の山古墳との重複関係を示し、解説板設置等でその意味が分かる整備を実施する。
- 角場遺構は、墳丘を活かして造られた近世の射撃練習場であったことがわかる遺構解説板を設置する。
- 古墳解説板を更新する。



鉄砲山古墳短期・中期整備計画図

2 二子山古墳

(1) 方針

埼玉古墳群最大の前方後円墳としての存在感を生かした活用整備を行う。

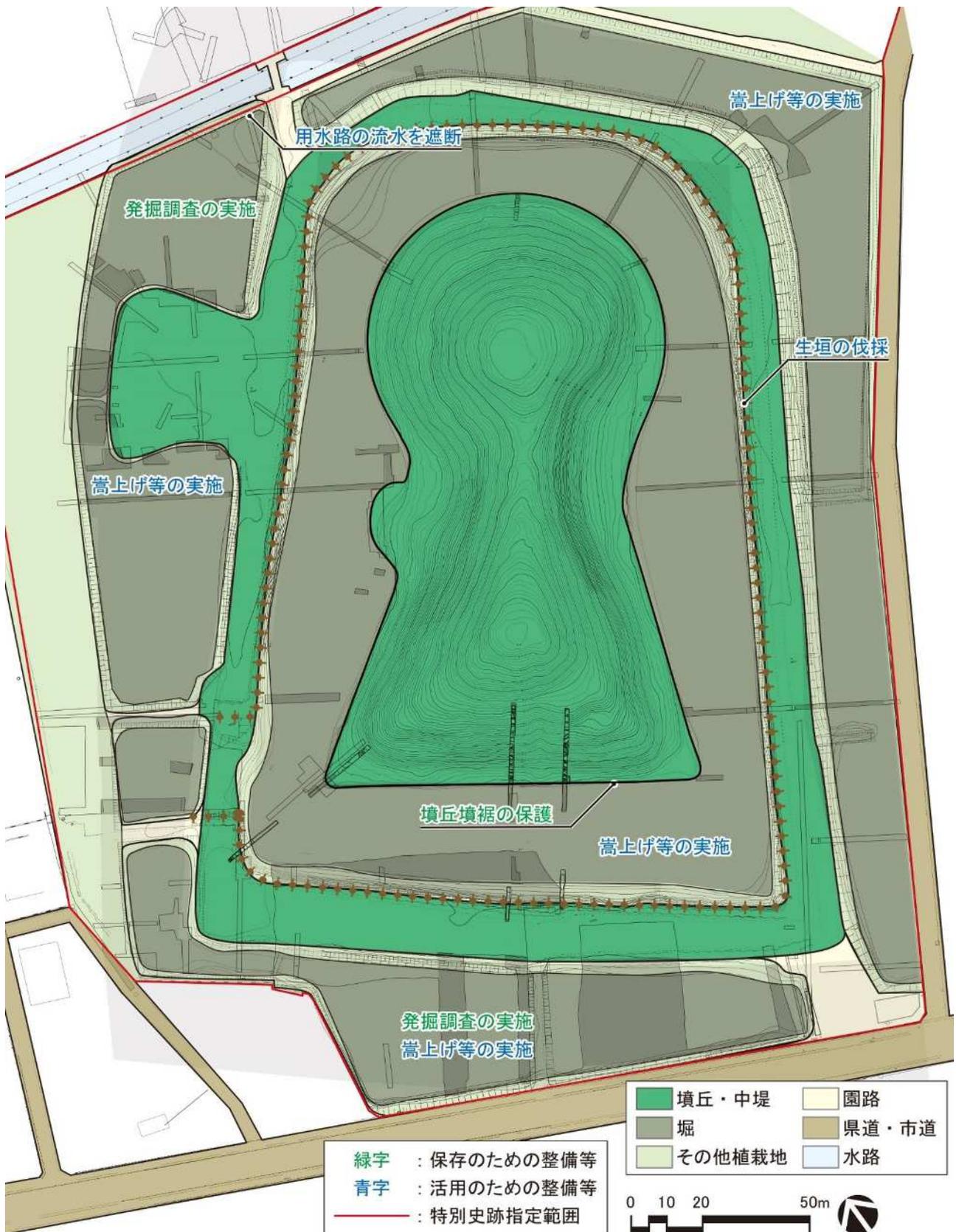
(2) 計画

①保存のための整備

- 外堀北西隅（入口部分）や外堀南辺を対象に発掘調査を実施し、周堀の範囲を確認する。
- 墳丘墳裾の保護を実施する。
- 周堀の滞水を防ぐため、用水路の流水を遮断し、周堀内の嵩上げを行う。

②活用のための整備

- 周堀の規模、範囲を復原する。発掘調査成果に合わせた既存復原箇所の修正のため、周堀を再整備する。
- 既存の立体的な既存の整備を活かすこととするが、安全性の確保のため周堀内の嵩上げを行う。
- 中堤上の生垣を伐採し、墳裾に侵入防止措置を施す。



二子山古墳短期・中期整備計画図

参考

『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』（平成19年3月策定）での各古墳の整備方針・計画は以下のとおりである。

表：『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』「5-1-3各古墳整備」（整備方針を抜粋）

古墳名	整備方針	整備計画
稲荷山古墳	本古墳群の中心として、その規模を体感できるように周堀や中堤の整備を行う。 また、合わせて国宝金錯銘鉄剣等が出土した墳頂部の埋葬施設を重点的に整備する。	<p>○周堀の規模範囲を復原する。 河川堤防範囲を除く周堀や中堤を整備する。 中堤造出しを整備する。</p> <p>○周辺に点在する陪塚の性格を明らかにし、一体的に整備する。</p> <p>○金錯銘鉄剣が出土した墳頂部埋葬施設を整備し、古墳景観に一体性を持たせる。</p> <p>○埴輪や須恵器、土師器で構成される祭祀の空間を表現する。 中堤造出し部に県民参加で形象埴輪を製作設置する。 墳丘造出し部でのまつりの様子は、サイン情報として中堤造出しに設置する。</p> <p>○西側から望む古墳景観を整備する。 中堤造出し部を古墳見学の導入部とする。</p>
丸墓山古墳	周堀の復原を行い、日本で最大の円墳を体験できるようにする。	<p>○周堀の規模範囲を復原する。 河川区分範囲を除く西半の周堀を平面的に整備する。 護岸整備を行い、堀水による侵食防止を図る。</p> <p>○墳頂部及び斜面は現況を維持する。</p> <p>○古墳の眺望景観を整備する。 東側からの景観形成のため、墳丘側園路上の樹木の間伐整理を行う。 水際への安全対策を図り、周囲の園路から水面が見えるようにする。 一墳丘園路側は低生垣、外周園路沿いは転落防止柵</p> <p>○古墳への導入部として、石田堤の規模復原を行う。 (周堀の規模確認調査時に、堤部の調査確認を行う)</p>
二子山古墳	未整備である周堀と中堤の整備や、安全な見学動線の確保により、古墳規模を体験できるようにする。 また、護岸の保存対策を図るほか、周堀(外)底のハナショウブ等による活用を図る場とする。	<p>○周堀の規模範囲を復原する。 周堀や中堤の整備を行う。 墳丘形態が判然とし、美しく見えるように芝等による墳丘修景を図る。</p> <p>○体験できる見学園路を設定する。 中堤造出しを導入部とし、堤上の回遊できる園路を設ける。 園路上の柵等の安全対策を講じる。</p> <p>○周堀の環境整備を図る。 周堀に流れ込む道路等からの雨水排水対策を行う。 堰を整備し、用水路からの逆流を防ぐ検討を図る。 護岸整備を図り、自然的(水生植物等)な浄化を行う。</p>

古墳名	整備方針	整備計画
瓦塚古墳	<p>瓦塚古墳の整備は、導入部における古墳として、築造時の古墳景観の再現を目指すものとする。</p> <p>周堀や中堤、墳丘等は従来からの工法による整備を図るほか、合わせて中堤西側で確認された家形埴輪を含む形象埴輪列や墳丘上の埴輪を再現した古墳景観を整備する。</p>	<p>○周堀の規模範囲を復原する。</p> <p>周堀や中堤の整備を行う。</p> <p>後田部墳丘の整備を行う。</p>
		<p>○形象埴輪列で構成される祭祀の空間を表現する。</p> <p>中堤上の形象埴輪列の復原整備(県民参加等による製作)を行う。</p> <p>須恵器や土器等による、墳丘造出し部の展示整備を行う。</p>
		<p>○外から望む古墳整備とする。</p> <p>進入防止柵を設置し、外から眺める古墳とする。</p>
奥の山古墳	<p>森の中に位置する環境を生かした整備とする。</p> <p>整備の重点箇所は、水堀状となっている周堀の復原整備と墳丘の整備とする。</p>	<p>○周堀の規模範囲を復原する。</p> <p>周堀の復原整備を行う。</p>
		<p>○南側から望む古墳景観を整備する。</p> <p>墳丘形態を判然とさせ、維持管理が容易になるよう芝等による墳丘修景を図る。</p> <p>墳丘造出し部の防草対策を行い、形態を判然とさせる。</p>
愛宕山古墳	<p>周堀や中堤の整備により古墳規模を表現するが、墳丘は現況を生かしたものとする。</p>	<p>○周堀の規模範囲を復原する。</p> <p>周堀や中堤の整備を行う。</p> <p>周堀(内)は現況保存している部分と一体感が生じる整備とする。</p> <p>○体験できる見学園路を設定する。</p> <p>中堤上に園路を設ける。</p>
将軍山古墳	<p>未整備である周堀や中堤の整備を図り、古墳規模を体感できるようにする。</p> <p>また、見学動線を確保するほか、墳頂部への昇降を行えるようにし、古墳群を望める眺望の場とする。</p>	<p>○周堀の規模範囲を復原する。</p> <p>周堀や中堤の整備を行う。</p>
		<p>○埴輪や須恵器、土師器で構成される祭祀の空間を表現する。</p> <p>墳丘造出し部の防草対策(舗装等)を行い、形態を判然とさせる。</p>
		<p>○石室の石材が他地域から搬入されてきたものであることを強調した整備をする。</p>
		<p>○古墳からの眺望や東側からの景観を確保する。</p> <p>墳頂部への昇降を図る。</p> <p>東側周堀外に緩衝帯を設ける。</p> <p>中堤造出し部を古墳見学の導入部とする。</p>
鉄砲山古墳	<p>稲荷山古墳・二子山古墳と同一軸を持つ古墳として、周堀や中堤の整備により古墳規模を明らかにしていく。</p>	<p>○周堀の規模範囲を復原する。</p> <p>周堀や中堤の整備を行う。</p> <p>森の中に位置する環境を生かした仕上げとする。</p>
		<p>○墳丘形態が判然とし、美しく見えるように芝等による墳丘修景を図る。</p>
		<p>○体験できる見学園路を設定する。</p> <p>中堤造出しを導入部とし、周堀底を園路として歩けるようにする。</p>

古墳名	整備方針	整備計画
中の山古墳	周堀や中堤の整備により古墳規模を表現するが、特徴的な遺物である須恵質埴輪壺を展示し、終末期の古墳の姿を見せる場とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○周堀の規模範囲を復原する。 周堀や中堤の整備を行う。 ○終末期の古墳の姿を見せる。 須恵質埴輪壺の複製を中堤に復原する。 墳丘地被を、地域の自然地被に変遷させていく。 ○体験できる見学園路を設定する。 中堤構築の様子が理解できる遺構展示を行う。 中堤上に園路を設定する。
埼玉1号墳 (天王山古墳)	埼玉古墳群への道しるべとして、墳丘や樹木を現状保存する場とする。その際には周堀を整備し、規模を表示するとともに、十分な解説板を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ○周堀の規模範囲を復原する。 ○周堀の表示整備を行い、円墳形態を明瞭にする。 ○墳丘上の樹木は現状保存する。
その他小円墳	周囲の大型古墳との関係上重要であるため、墳丘や周堀を含めて立体的に整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ○周堀の規模範囲を復原する。 周堀の表示整備を行い、円墳形態を明瞭にする。 埼玉2号墳、5号墳、6号墳墓は復原的な整備を行う。 その他、発掘調査成果を検証しながら、半立体的な整備を行う。



完成予想図

巻末資料

○史跡整備に関するアンケート

調査期間：令和元年9月14・15・16日、10月5・6・26・27日の7日間

(企画展開催中の土日祝日にさきたま史跡の博物館有料入館者に配布、回答)

アンケート調査の方法は、見学のしおりとともに有料入館者に配布。9月14日～16日は受付で回答について一人ひとりに声掛けを行った。

回答数：320

1 質問事項・回答

(1) 本日の来館・来園の目的を教えてください。(複数回答可)

①展示見学 ②古墳群見学 ③公園で遊ぶため ④特に目的はない ⑤その他()

①173	②181	③6	④13	⑤63
※展示と古墳群見学が約4割ずつ ※その他の目的は、講座、まが玉づくり、埴輪づくり、企画展見学等				

(2) お住まいはどちらですか

①県内()市町村 ②県外()都道府県

①198	②122
※連休中の県内は62%、県外は32% ※通常の土日の県内は59%、県外は41%	

(3) 来館・来園の交通手段はどちらですか

①自家用車 ②公共交通機関(電車・バス) ③徒歩 ④自転車 ⑤その他()

①262	②44	③3	④6	⑤5
※連休中の車は82%、車以外は18%、通常の土日の車は74%、車以外は26% ※全体として、車は81%、車以外は19%				

(4) 年代を教えてください

①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧80代 ⑨90代以上

①21	②17	③24	④76	⑤80	⑥69	⑦48	⑧4	⑨0
※①から順に、6%、5%、7%、23%、24%、20%、14%、1%、0% ※40代～60代が多い								

(5) 国指定史跡埼玉古墳群の中でご存じの古墳はどれですか?(複数回答可)

①稲荷山古墳 ②將軍山古墳 ③丸墓山古墳 ④二子山古墳 ⑤愛宕山古墳
 ⑥瓦塚古墳 ⑦鉄砲山古墳 ⑧奥の山古墳 ⑨中の山古墳 ⑩小円墳(梅塚古墳等)

①241	②132	③126	④135	⑤83	⑥46	⑦63	⑧50	⑨46	⑩30
※認知度は稲荷山古墳が最も高く、次いで二子山古墳、將軍山古墳、丸墓山古墳と県道北側のエリアの古墳が知られている。愛宕山古墳は駐車場近くにあることから、認知度が高いと思われる。また、瓦塚古墳は博物館に近い場所であるが、認知度が中の山古墳や奥の山古墳等と同じである。									

(6) 本日はいくつ古墳を見学しましたか(見学する予定ですか?)

①()箇所 ②0か所(もしくは、見学予定はない)

①-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	-9	-10	②
32	59	58	17	25	6	9	2	6	11	79
※見学(予定)古墳は2～3基が多い。										

(7) (6)で②と回答された方に伺います。その理由を教えてください。

①時間がない ②疲れるから ③興味がない ④その他()

①54	②8	③1	④46
※④その他は、すでに見ている、天候を理由としたものがあった。			

(8) 丸墓山古墳と稲荷山古墳は墳丘に登ることができますが、登りましたか。

①両方登った ②丸墓山古墳のみ ③稲荷山古墳のみ ④登らなかった ⑤どちらも行っていない

①158	②39	③26	④27	⑤39
※丸墓山古墳と稲荷山古墳の両方に登ったとするものが多い。				

(9) (8)で④と回答をされた方に伺います。登らなかった理由を教えてください。

①疲れるから ②興味がない ③登れることを知らなかった ④その他()

①15	②2	③11	④25
※④その他は、時間がないとする回答が見られた。			

(10) 他に登ってみたい古墳がありますか。(複数回答可)

①将軍山古墳 ②二子山古墳 ③瓦塚古墳 ④鉄砲山古墳 ⑤奥の山古墳 ⑥中の山古墳

①115	②96	③35	④47	⑤34	⑥31
※展示館がある将軍山古墳、最大の二子山古墳が多数をしめる。					

(11) 将軍山古墳では石室の内部を復原展示しています。見学されましたか？

①見学した ②見学していない

①121	②113
※ほぼ同数である。	

(12) (11)で②と回答された方に伺います。見学されなかった理由を教えてください。

①見学できることを知らなかった ②興味がない ③その他()

①49	③2	⑤48
※③その他は、展示館の存在を知らなかったとするほか、これから行く、前に見たであった。		

(13) 小円墳を植栽で表示していますが、ご存じですか？

①知っている ②知らない

①52	⑤182
※植栽の表示を知らない人が78%と多い。	

(14) (13)で②と回答された方に伺います。今後、小円墳をどのように表示するのがよいと思いますか？

①解説板 ②植栽ではない方法 ③その他()

①120	③17	⑤14
※③その他は、ドローンの活用(上から見たい)という回答が見られた。		

(15) 埼玉古墳群の古墳を見学する際に、お気に入りの眺望ポイントがありますか。
ある場合にはどちらですか。

①ある() ②ない

①-丸墓山 44	-その他 13	②118
※②ないが半数以上を占めた。①あるは丸墓山古墳とする人が多かった。		

(16) さきたま古墳公園内に設置している解説板についてお伺いします。解説板は必要な箇所に設置されて
いましたか？

①十分 ②不十分 ③その他()

①169	②32	③10
※現状で十分とする意見が多いが、もう少しやさしい文章にしてほしい、写真等を多用してほしいという意見が見られた。		

(17) 古墳の説明方法として、今後どのようなものがあるとわかりやすいと思いますか。

①現在のままでよい ②ガイドツアー等による説明 ③ARなどスマホで読み取るもの ④音声ガイド
⑤その他()

①60	②60	③66	④47	⑤9
※現状で十分とする意見が多いが、もう少しやさしい文章にしてほしい、写真等を多用してほしいという意見が見られた。				

(18) 埼玉古墳群の整備についてご意見等ございましたら、お書きください。

- ・子供たちに夢を与えるような整備を期待。
- ・初心者向けの解説文が欲しい。
- ・新しく、詳しい案内板、富士山が見える説明板、解説板の字がちいさい。
- ・群馬県高崎市の保渡田八幡古墳のように、ひとつくらい築造時代の姿に復元してほしい。(將軍山展示館が良いので)
- ・土日祝日のみでいいので、案内所がほしい。
- ・現在でもよく整備されている。もう少し、時代背景の説明が欲しかった。
- ・自分がその場にいるようなリアルな空間か、床面が透明で下に石室がある、古墳の全容・全体が見られるスクリーン等。
- ・分断している県道を迂回させるか、地下道を作るかして、現在のようなわたり方でない方法が実現するといい。
- ・二子山古墳に登るもしくは墳丘に入れるようにしてほしい。愛宕山古墳の整備も進むとよい。現存している小規模な古墳だからこそ大切に整備してほしい。
- ・完璧に整備復元せず、木々が生えている等ありのままの展示があってもいい。手を入れすぎないように。
- ・出土品の復元模型を添えてもらえるとわかりやすい。刀剣装着の様子や馬具の装着の様子、なぜ房州石かなど。
- ・展望台を設置すれば見学者が増えると思う。高いところからみたい。
- ・整備の状況などをインターネットなどで積極的に発信してほしい。
- ・日影がもう少しほしい。
- ・草刈りが必要。鉄砲山周辺の道が分かりにくかった。
- ・もっと宣伝したほうがいい。
- ・未実施の古墳の発掘調査をしてほしい。
- ・埼玉古墳群の範囲の再検討。
- ・埼玉県内の全小学校の校外授業に入れてほしい。
- ・バスできたが、分かりにくかった。バスの本数を増やしてほしい。
- ・ぜひ、世界遺産になってほしい。もっと、古墳の整備が必要。
- ・B級グルメとか地元グルメのイベントをやれば人が来るのでは。
- ・あちこち行きたいが、年のことも無理。

『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』(平成19年3月策定)

及び『特別史跡埼玉古墳群整備本計画』における各古墳整備の課題と計画の比較対応表

古墳	整備	課題	旧計画	本計画	整備方針・計画	本計画	変更の理由
稲荷山	方針						
	①保存	周壁を含めた範囲の公有地化を図る。 未整備範囲の発掘調査が必要。 市道、用水路の処理が必要。 本古墳と関連する段縁の検証や北西側の発掘調査が必要。 現在発見されている2基以外の埋蔵施設の確認調査。		○周壁を含めた範囲の公有地化を図る。 ○未整備範囲の発掘調査。 ○市道、用水路の処理が必要。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査や発掘調査。 ○現在発見されている2基以外の埋蔵施設の確認調査。	本古墳群の中心として、その規模を体感できるように周壁や中環の整備を行う。また、合わせて周壁金網・段縁金網等が出土した墳頂部の埋蔵施設を重点的に整備する。 ○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施する。	発掘調査が完了により修正。 埋蔵施設の確認調査を実施する。 一体的に保存可能なものとなる。 掘削調査を行う。 ○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に保存可能なものとなる。 掘削調査を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施する。	
丸墓山	②活用	○古墳築造時の姿を現地にて体感するための外観等の整備。 ○旧忍川の取扱い。 ○北西側の修業地の効果の検討。 メタセコイヤ等の取扱いを行う。		○古墳築造時の姿を現地にて体感するための外観等の整備。 ○旧忍川の取扱い。 ○北西側の修業地の効果の検討。 メタセコイヤ等の取扱いを行う。	○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施する。 ○西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。	○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。	
	整備						
丸墓山	方針	現場確認のために、補足箇所を発掘調査が必要。		現場確認のために、補足箇所を発掘調査が必要。	本計画	本計画	変更の理由
	①保存			○周壁を含めた範囲の追加指定及び公有地化。 ○未整備範囲の発掘調査。 ○本計画による範囲の整備の早直し。 ○周壁施設の埋没防止の調査。 主幹部の位置や規模が不明であるため、調査が必要。 ○水堀の安全性。 ○墳丘上の取扱い。 ○全周最大級の円墳を現地にて体感するための周壁等の整備。 ○北西側の安全性。 ○墳丘上の取扱い。 ○旧忍川、用水路の取扱い。 ○古墳以外の遺構である石田塚の整備。	○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。	○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。	
丸墓山	②活用			○周壁を含めた範囲の追加指定及び公有地化。 ○未整備範囲の発掘調査。 ○本計画による範囲の整備の早直し。 ○周壁施設の埋没防止の調査。 主幹部の位置や規模が不明であるため、調査が必要。 ○水堀の安全性。 ○墳丘上の取扱い。 ○全周最大級の円墳を現地にて体感するための周壁等の整備。 ○北西側の安全性。 ○墳丘上の取扱い。 ○旧忍川、用水路の取扱い。 ○古墳以外の遺構である石田塚の整備。	○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。	○墳丘南側については、地層の理解と土力を補完しながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○周壁に点在する階級の性格を明らかにし、一体的に整備を行う。 ○本古墳と関連する小円墳の発掘調査を実施する。 ○北西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○西側から西側へ向って掘削調査を実施し、中環遺出しを古墳群としての導入部とする。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。 ○景観を阻害する樹木については伐採する。	
	整備						

古墳	整備	課題	旧計画	本計画	整備方針・計画	本計画	変更の理由	
二千山	①保存 ②活用	周堤を含めた範囲の公草地化を図る。	旧計画	旧計画	本計画 未整備の周堤と中堤の整備や、安全な見学動線の確保により、古墳規模を多感できるようにする。また、周堤の保存対策をとる他、外堤の植栽等による活用を図る。【長期】 埼玉古墳群最大の前方土壇として存在感を生かした活用整備を行う。【中長期】	未整備の周堤と中堤の整備や、安全な見学動線の確保により、古墳規模を多感できるようにする。また、周堤の保存対策をとる他、外堤の植栽等による活用を図る。【長期】 埼玉古墳群最大の前方土壇として存在感を生かした活用整備を行う。【中長期】	変更の理由	
		周堤を含めた範囲の公草地化を図る。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		未整備範囲や主体部の発掘調査が必要。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		①保存	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		用水路、排水路の管理者との協議が必要。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		水位、水質のコントロールが不可能な場合、整備方針の見直しが必要。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		市道の敷道協議等が必要。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
瓦塚	①保存 ②活用	周堤を含めた範囲の公草地化を図る。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		古墳北側の発掘調査が必要。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		周堤を含めた範囲の公草地化を図る。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		古墳北側の発掘調査が必要。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		東遺当の姿を豊地で体感するための整備。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
		古墳学習エリアの古墳としての整備。	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	
			旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	旧計画	

古墳	整備	課題		整備方針・計画		変更の理由
		旧計画	新計画	旧計画	新計画	
奥の山	方針			敷削の古墳に位置する遺構を生かした整備とする。整備の重点箇所は、水堀状となつて居る周堀の復原整備と墳丘の整備とする。	敷削の古墳に位置する遺構を生かした整備とする。整備の重点箇所は、水堀状となつて居る周堀の復原整備と墳丘の整備とする。	整備完了により修正。
		①保存	重堀であるかの確認とその規模を確定する調査が必要。 奥の山古墳との新旧関係を確認するための発掘調査が必要。 周堀の地下水位や水量調査が必要。	○周堀を含めた範囲の追加指定及び公有地化。 ○未整備範囲の発掘調査。	○周堀を含めた範囲の追加指定及び公有地化。 ○未整備範囲の発掘調査。	保存活用計画に基づき進める必要がある。 調査完了のため削除。 調査完了のため削除。 整備完了により削除。
	活用		○未整備範囲の復原整備。	○周堀の縁線範囲を復原する。 ○周堀の復原整備を古墳の復原整備と一体的に実施する。 ○周堀から出る古墳の遺構を復原する。 ○墳丘の復原整備は、維持管理が容易になるよう芝草による墳丘修繕を認める。 ○墳丘遺出し柵の防犯対策を行い、形跡を判然とさせる。	○周堀の縁線、範囲、範囲を復原する。 ○周堀の復原整備を古墳の復原整備と一体的に実施する。 ○周堀から出る古墳の遺構を復原する。 ○墳丘の復原整備は、維持管理が容易になるよう芝草による墳丘修繕を認める。 ○墳丘遺出し柵の防犯対策を行い、形跡を判然とさせる。	再整備の必要性を示す。 中の山古墳との関係がわかる整備を示す。
		②活用	○異なる手法で整備された周堀の取扱い。 ○狭範囲古墳外堀との重複関係を明示整備。 ○中の山古墳との間の縁線の確保。 (補線や公園施設などにより、古墳に対する取扱いが断絶されている箇所がある。)	○異なる手法で整備された周堀の取扱い。 ○狭範囲古墳外堀との重複関係を明示整備。 ○中の山古墳との間の縁線の確保。 (補線や公園施設などにより、古墳に対する取扱いが断絶されている箇所がある。)	中の山古墳との関係がわかる整備を示す。	
要岩山	方針			周堀や中堀の整備により古墳縁線を表現するが、墳丘は現状をまじしたものとす。	周堀や中堀の整備により古墳縁線を表現するが、墳丘は現状をまじしたものとす。	変更の理由
		①保存	未整備範囲の発掘調査が必要。	○周堀を含めた範囲の追加指定及び公有地化。 ○未整備範囲の発掘調査。	○周堀を含めた範囲の追加指定及び公有地化。 ○未整備範囲の発掘調査。	変更の理由
	活用		○周堀内の湧水 ○墳丘上の石塔の取扱い。 ○古墳築造時の姿を現地で体感するための整備。	○周堀内の湧水 ○墳丘上の石塔の取扱い。 ○古墳築造時の姿を現地で体感するための整備。	○周堀内の湧水 ○墳丘上の石塔の取扱い。 ○古墳築造時の姿を現地で体感するための整備。	○西側の公園園路の位置を変更して、平面的な表示による整備で、周堀や中堀の縁線、範囲を復原する。
		②活用	市道の誘導施設等が必要。 市道の誘導施設等が必要。 ○周堀・市道・駐車庫・園路の取扱い。 ○周堀からの草刈の取扱い。 ○周堀で駐車庫に面した立木を除去した活用 ○墳丘上の柵の取扱い。 電柱等の地下埋設が必要。	○周堀・市道・駐車庫・園路の取扱い。 ○周堀からの草刈の取扱い。 ○周堀で駐車庫に面した立木を除去した活用 ○墳丘上の柵の取扱い。 電柱等の地下埋設が必要。	○周堀・市道・駐車庫に面した立木を生かす。周堀から墳丘への取扱いが確保されるような整備を検討する。 ○墳丘上の柵については、現状維持を基本とし、柱の採取等の安全管理上の維持管理行為を継続する。 周堀復原に含めるため削除。	
菅原山	方針			未整備範囲の発掘調査が必要。 未整備範囲の発掘調査が必要。 ○市道・墳五用水路の整備が必要。 ○墳丘西側の前溝箇所の整備。 ○古墳本来の範囲を現地で体感するための整備。	未整備範囲の発掘調査が必要。 未整備範囲の発掘調査が必要。 ○市道・墳五用水路の整備が必要。 ○墳丘西側の前溝箇所の整備。 ○古墳本来の範囲を現地で体感するための整備。	墳頂部への昇降は墳丘への影響を考慮して行わない。
		①保存	墳頂部から周堀までの縁線を復原する。 墳頂部への取扱いを認める。 中堀遺出し柵を古墳展示館の導入部とする。	○墳丘東側について、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○墳丘東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○北西側の前堀内で発生している湧水を防ぐため、周堀内の嵩上げ等の整備を検討する。 ○墳丘上の石塔については、現状保持として存置する。	○墳丘東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○墳丘東側については、地権者の理解と協力を得ながら追加指定を推進し、内容確認のための発掘調査を実施する。 ○北西側の前堀内で発生している湧水を防ぐため、周堀内の嵩上げ等の整備を検討する。 ○墳丘上の石塔については、現状保持として存置する。	
	活用		○周堀の縁線範囲を復原する。 周堀や中堀の整備を行う。 ○古墳からの取扱いを認める。 ○遺出し柵を古墳展示館の導入部とする。 ○遺出し柵を古墳展示館の導入部とする。	○周堀の縁線範囲を復原する。 周堀や中堀の整備を行う。 ○古墳からの取扱いを認める。 ○遺出し柵を古墳展示館の導入部とする。 ○遺出し柵を古墳展示館の導入部とする。	○古墳の縁線が効果的に理解できるような遺構施設を設置する。 ○古墳を周遊して見られるような動線として、南向山古墳・小円墳・中堀遺出し柵・中堀・南側市道を繋ぐ見学路を設定する。	
		②活用	○古墳の特色を理解できる整備。 ○古墳の特色を理解できる整備。 ○古墳の特色を理解できる整備。	○古墳の特色を理解できる整備。 ○古墳の特色を理解できる整備。 ○古墳の特色を理解できる整備。	○古墳の特色を理解できる整備。 ○古墳の特色を理解できる整備。 ○古墳の特色を理解できる整備。	

特別史跡埼玉古墳群整備基本計画

令和4年3月14日 発行

発行 埼玉県教育委員会

編集 埼玉県立さきたま史跡の博物館

〒361-0025

埼玉県行田市埼玉4834

TEL 048(559)1111
